
第4期

朝来市地域福祉計画

人と人がつながり、誰もが居場所や役割を持ち、
安心していきいきと暮らすことができるまち



令和4年3月

朝来市

目次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の背景と目的	2
2	計画の性格	3
2-1	根拠法令	3
2-2	計画の期間	4
2-3	他計画との関係	4
3	計画の策定体制	5
3-1	計画内容の協議	5
3-2	計画内容への市民ニーズの反映	5
4	上位・関連計画の概要	6
4-1	まちづくり計画	6
4-2	福祉分野の事業計画等	7
第2章	朝来市の現状	9
1	朝来市の地域福祉を取り巻く状況	10
1-1	人口の推移	10
1-2	世帯の推移	14
1-3	障害のある人（手帳所持者等）の状況	15
1-4	要支援・要介護認定者の状況	16
1-5	地域福祉を支える組織等の状況	17
2	市民の地域福祉ニーズ等	26
2-1	朝来市民アンケート調査	26
2-2	関係団体等意向調査	30
3	第3期計画の進捗状況	33
第3章	計画の基本的な考え方	39
1	地域福祉の推進課題	40
2	基本理念	42
3	基本目標と施策の方向	43
第4章	施策の展開	45
基本目標1	地域福祉への理解と参加の促進	46
1-1	啓発・広報活動の推進	47
1-2	福祉学習の推進	48
1-3	地域福祉を担う人材の発掘と育成	49

基本目標 2	支え合うことのできる地域づくり	51
2-1	交流活動の推進	52
2-2	福祉課題を話し合う場づくり	54
2-3	地域における見守り・支援体制づくり	55
2-4	ボランティア・NPO活動等の推進	57
2-5	各種団体等の活動支援・ネットワークづくり	58
2-6	地域活動の拠点づくり	59
基本目標 3	包括的な支援体制の構築	60
3-1	支援を必要とする人の早期発見・対応の仕組みづくり	61
3-2	相談体制の充実	63
3-3	ケアマネジメントの充実	65
基本目標 4	安心・安全に暮らすことのできる地域づくり	66
4-1	情報を届ける仕組みの充実	67
4-2	権利擁護の推進	69
4-3	福祉サービス等の質の向上	70
4-4	住みやすい生活環境の整備	72
4-5	災害時等の支援体制の強化	73
4-6	防犯活動の推進	75
第 5 章	計画の推進	77
1	各主体の地域福祉への積極的な参加	78
2	地域福祉の推進・調整役	79
2-1	社会福祉協議会	79
2-2	行政機関	80
3	計画内容の点検と評価	81
4	基本目標の進捗を図る指標	82
資料編		85
1	計画策定審議会	86
1-1	策定審議会条例	86
1-2	委員名簿	88
2	策定経過	89
3	用語解説	90

第 1 章 はじめに

1 計画策定の背景と目的

少子高齢化の進行や地域や家庭におけるつながりの希薄化など、社会を取り巻く状況は大きく変化しています。また、ひきこもりや虐待、災害時・緊急時の対応など、取り組むべき社会的課題も様々です。一人一人の抱える課題がより複雑化・多様化することで、支援を必要としている人が地域に潜在化してしまう可能性もあります。

朝来市においても、総人口の減少とともに少子高齢化が進行しており、高齢化率と後期高齢化率は、兵庫県内でも比較的高くなっています。また、グローバル化や新型コロナウイルス感染症の拡大など、朝来市を取り巻く環境は大きく変化しており、地域における課題の解決はより難しいものとなっています。

これらの状況を踏まえ、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創る「地域共生社会」の実現が課題となっています。

「地域共生社会」は平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において提案された理念であり、その実現に向けては地域福祉の推進が必要不可欠となります。

国においては、「地域共生社会」の実現に向けた様々な検討がなされており、令和元年12月には「地域共生社会推進検討会」において最終とりまとめが示されました。

その提言を受け、令和2年6月には改正社会福祉法が可決・成立され、市町村による包括的な支援体制として「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

朝来市では、「地域のふれあい・支え合いの中で、安心していきいきと暮らすことができるまち」を基本理念とする「第3期朝来市地域福祉計画」（以下、「第3期計画」という。）を平成29年3月に策定しました。

第3期計画の策定後には、前述の社会福祉法改正をはじめ、福祉に関する各種法制度の整備・施行が進むなど、地域福祉を取り巻く状況が大きく変化しています。

このような中、第3期計画の期間が令和3年度をもって終了することから、現状の福祉課題や地域福祉に求められる新たな要素を踏まえ、令和4年度から令和8年度を計画期間とする「第4期朝来市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の性格

2-1 根拠法令

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として、朝来市の地域福祉の推進に関する事項をまとめた計画であり、朝来市総合計画をはじめ、朝来市の保健福祉関連計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等）との整合性を図りつつ、各計画を横断して朝来市の福祉において取り組むべき共通の考え方を明らかにします。

社会福祉法より抜粋

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第七十七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2 - 2 計画の期間

本計画の計画期間は令和4年度から令和8年度を目標年度とする5か年計画となります。

なお、社会情勢の変化等への対応や他の保健福祉関連計画との調整を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

年度	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域福祉計画	第3期計画					第4期計画				

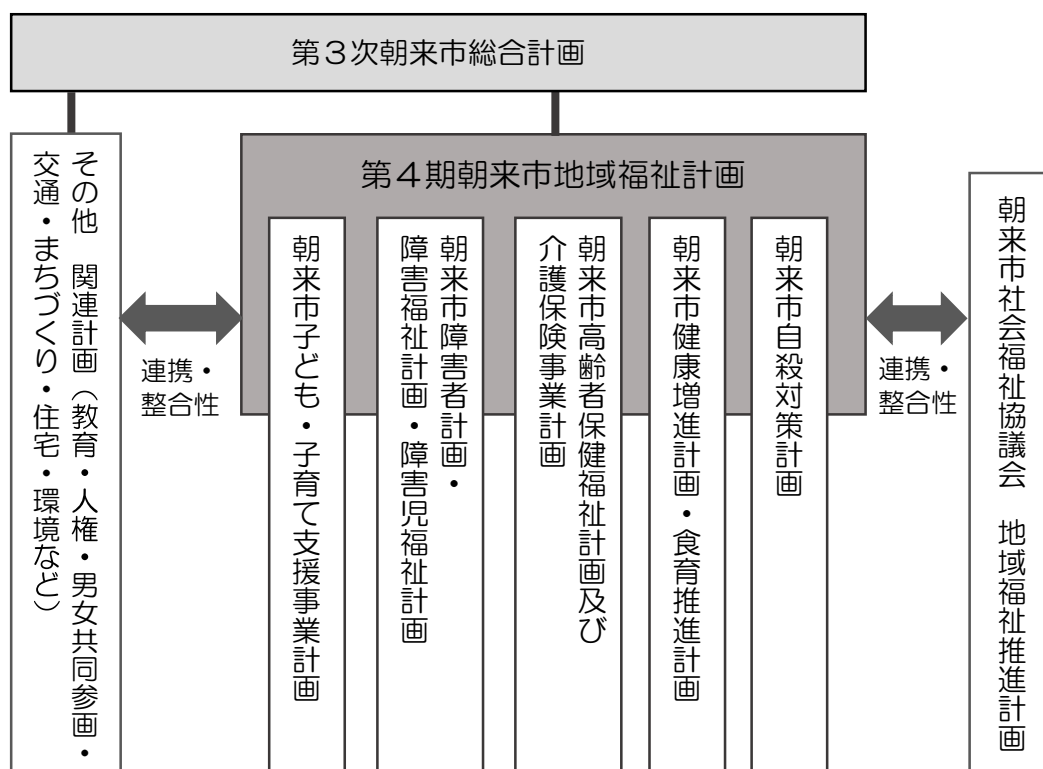
2 - 3 他計画との関係

本計画は、上位計画となる「第3次朝来市総合計画」に盛り込まれた保健福祉関連施策について、地域福祉の視点から具体化を図るための指針となります。

また、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の保健福祉関連計画や他分野の計画との整合・連携を図り、地域住民の参加の促進や協働という視点で策定するものです。

なお、地域福祉を推進する具体的な取組については、朝来市社会福祉協議会が策定する「地域福祉推進計画」との整合を図り、連携しながら進めていくものとします。

【図1 計画の位置づけ】



3 計画の策定体制

3-1 計画内容の協議

(1) 朝来市地域福祉計画策定審議会での協議

計画策定にあたっては、学識経験者、地域団体の代表者、福祉団体を代表する者、社会福祉施設を代表する者、市民の代表者及び行政機関等で構成される「朝来市地域福祉計画策定審議会」を設置し、計画内容等の協議を行いました。

(2) 行政機関内部の体制

地域福祉に関する施策を総合的に推進するよう、様々な施策や事業を体系的に検討・調整することが求められるため、本計画の策定にあたっては、地域福祉計画策定の事務局である健康福祉部社会福祉課を中心に、市の関係する各部課等と施策や事業について調整を行いました。

3-2 計画内容への市民ニーズの反映

(1) 市民を対象としたアンケート調査結果の活用

地域福祉の推進に必要な施策や活動を検討する際の基礎となる市民の福祉ニーズや意向については、第2次朝来市総合計画で掲げる施策指標の進捗の把握、また、第3次朝来市総合計画の策定に向けて令和3年5月に実施した「朝来市民アンケート調査」の結果を活用しました。

また、福祉分野の各事業計画等を策定する際に実施された各種アンケート調査や、現状と課題の整理結果なども活用しています。

(2) 関係団体等意向調査の実施

地域福祉の実践において重要な役割を担う市内の各関係団体等（民生委員・児童委員協議会、地域自治協議会、福祉施設、福祉関係各団体、ボランティアグループ）を対象とした意向調査を令和3年7月～8月に実施し、現状における課題の把握や施策の方向性を検討する基礎資料としました。

4 上位・関連計画の概要

4-1 まちづくり計画

(1) 第3次朝来市総合計画

計画期間	令和4年度～令和11年度
将来像	人と人がつながり 幸せが循環するまち ～対話で拓く朝来市の未来～
まちづくりを進めていくうえで大切な考え方	(1) 市民一人一人が主役 (2) 人と人をつなぐ対話 (3) 未来へのまなざし
ありたいまちの姿	(1) 「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む (2) 人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する (3) 多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める (4) 誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる (5) 市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する (6) まちの動きや情報を戦略的につなぎ、効率的で健全な行財政運営を実現する

(2) 第2期朝来市創生総合戦略

計画期間	令和2年度～令和6年度
基本理念	“自分らしく生き生きと活躍する「ひと」”をつくり、その「ひと」が“魅力ある多様な「しごと」”をつくり、その「ひと」と「しごと」が、“誰もが希望を持ち、心豊かに安心して暮らせる「まち」”をつくり、その「まち」が、「ひと」を呼び込むという好循環の確立を目指し、「対話」と「協働」を大切にしながら朝来市創生に取り組む。
基本目標	基本目標1 自分らしく生き生きと活躍する「ひと」づくり 自分らしく生き生きと活躍する人（ASAGOiNG 人）を育むことにより、移住者や関係人口等の新たな人の流れや新たなまちの動きにつなげます。 基本目標2 魅力ある多様な「しごと」づくり 各年齢層に応じてキャリア教育の推進や市内の仕事の魅力ややりがいなどを伝えることにより、一人一人の希望に応じた多様な働き方や経済活動の実現につなげ、朝来市の経済活性化を推進します。 基本目標3 誰もが希望を持ち、心豊かに安心して暮らせる「まち」づくり 地域コミュニティの中で誰もが居場所と役割を持ち、心豊かに安心して暮らせるまちづくりを、多様な主体による対話の場を持ちながら推進します。

4 - 2 福祉分野の事業計画等

(1) 第2期朝来市子ども・子育て支援事業計画

計画期間	令和2年度～令和6年度
基本理念	子ども・家庭・地域を笑顔でつむ 子育て・子育て応援のまち 朝来
基本目標	基本目標1 子育て家庭を地域で支えるまちづくり 基本目標2 子育て家庭の親と子の心身の健康を支える環境づくり 基本目標3 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成 基本目標4 子どもと子育て家庭が安心・安全に暮らせるまちづくり

(2) 第3期朝来市障害者計画

第6期朝来市障害福祉計画・第2期朝来市障害児福祉計画

計画期間	第3期朝来市障害者計画 平成30年度～令和5年度 第6期朝来市障害福祉計画・第2期朝来市障害児福祉計画 令和3年度～令和5年度
基本理念	障害のある人もない人も、ともに理解し合い、支えあいながら、いつまでも安心して暮らせるまちづくり
基本目標	基本目標1 自立した生活支援の推進 基本目標2 保健・医療の推進 基本目標3 安全・安心な生活環境の整備 基本目標4 教育の振興 基本目標5 雇用・就業、経済的自立の支援 基本目標6 社会参加の促進 基本目標7 差別の解消、権利擁護の推進

(3) 朝来市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画

計画期間	令和3年度～令和5年度
基本理念	高齢者が生きがいを持って、安心・安全に自分らしく生活できるまちづくり ～地域包括ケアシステムの実現に向けて～
重点課題	1 地域共生社会につながる地域包括ケアシステムの推進 2 介護予防・健幸づくりの推進 3 認知症対策の推進 4 高齢者の尊厳への配慮と権利擁護の推進 5 生きがいづくりと安心・安全な暮らしへの支援 6 適切な介護サービスの提供と質の向上

(4) 第 2 次朝来市健康増進計画(後期)・第 3 次朝来市食育推進計画

計画期間	第2次朝来市健康増進計画 平成 28 年度～令和 7 年度 (令和 2 年度に計画の中間評価・改定を行い、後期計画を策定) 第3次朝来市食育推進計画 令和 3 年度～令和 7 年度
基本理念	みんなで創る すこやかなまち・朝来
計画の めざすもの	市民の健康寿命の延伸と生活の質の向上
基本目標	基本目標 1 子どもの健やかな成長への支援【健康増進計画】 基本目標 2 生活習慣の改善【健康増進計画】 基本目標 3 生活習慣病等の発症予防と重症化予防の徹底【健康増進計画】 基本目標 4 健全な食生活の推進【食育推進計画】

(5) 朝来市自殺対策計画

計画期間	平成 31 (令和元) 年度～令和 10 年度(必要に応じて見直しを行う)
基本理念	つながる・支える・いのちと心 生きる力をサポートします 共に支えあう朝来市
基本方針	〔1〕 生きることの包括的な支援につながる施策の推進 〔2〕 関連施策との有機的な連携による総合的な取組の展開 〔3〕 自殺対策の各段階に応じたレベルごとの施策の効果的な連動と実施 〔4〕 実践と啓発を両輪とする対策の推進 〔5〕 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進
計画の 達成目標	誰も自殺に追い込まれることのないまちの実現「自殺者 ^{ゼロ} を目指します」

第 2 章 朝来市の現状

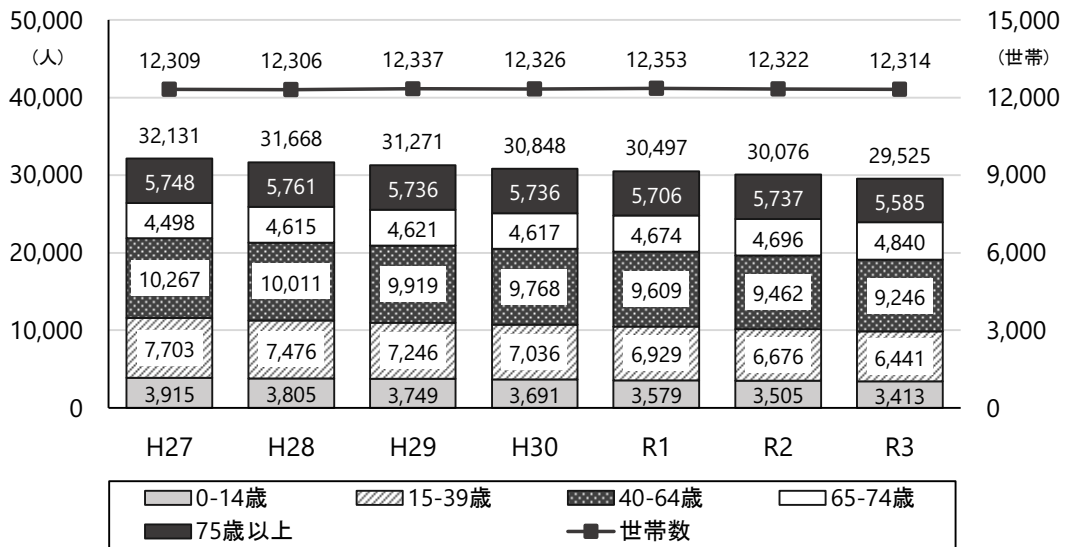
1 朝来市の地域福祉を取り巻く状況

1-1 人口の推移

(1) 総人口の構成

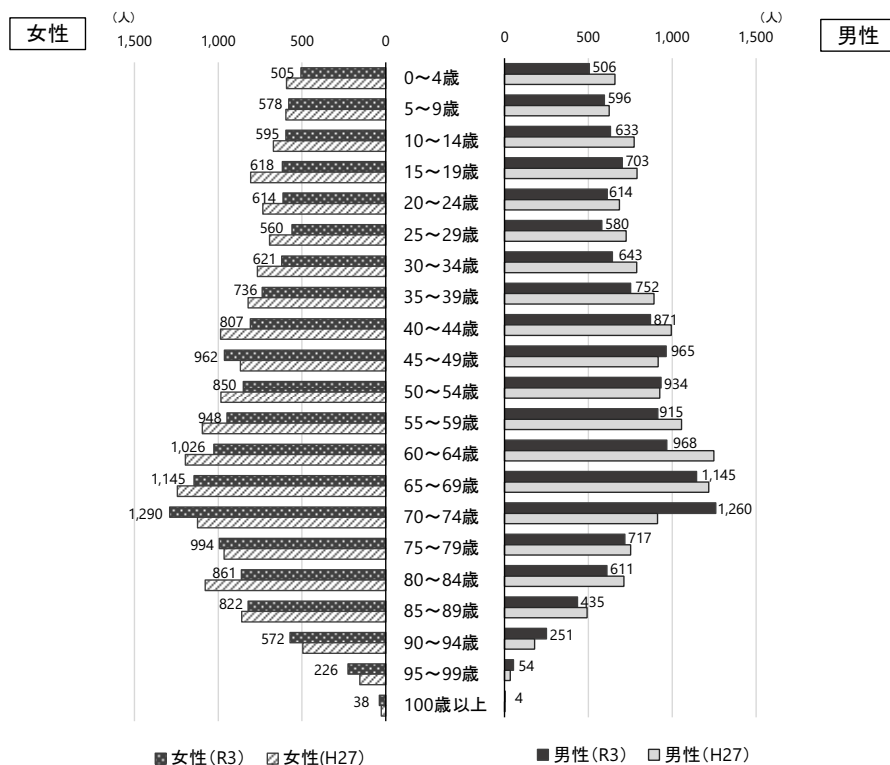
総人口の減少とともに、少子高齢化が進行しています。令和3年3月末現在で総人口は29,525人となっており、構成は年少人口（0-14歳）が3,413人、生産年齢人口（15-64歳）が15,687人、高齢人口（65歳以上）が10,425人となっています。

【図2 総人口と世帯数の推移】



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

【図3 人口ピラミッド（H27とR3の比較）】



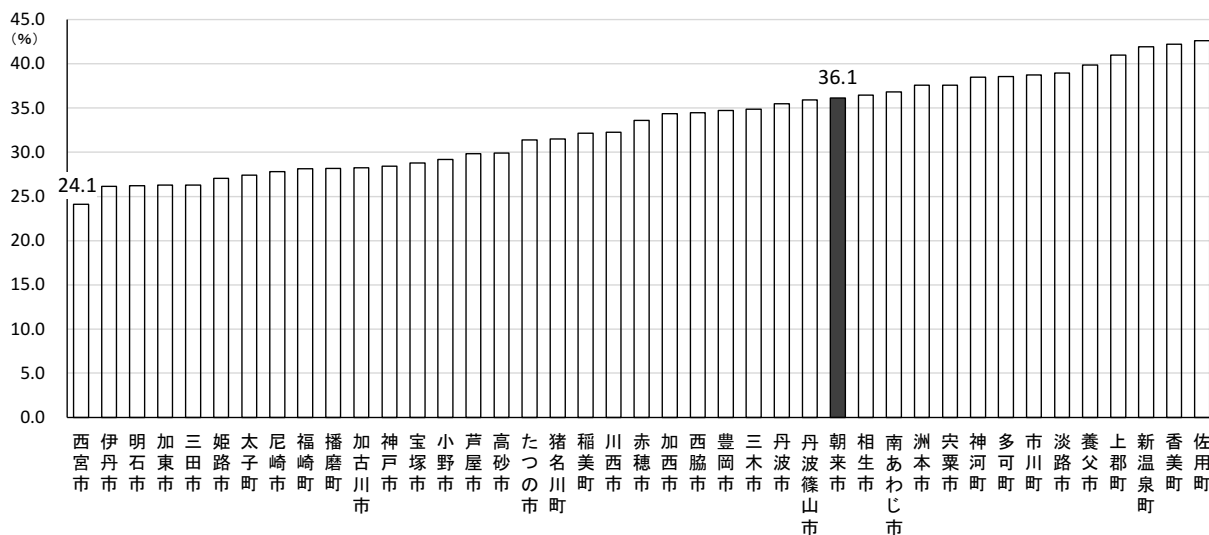
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 高齢化率

県内市町と比較すると、朝来市の高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の比率)は36.1%と比較的高いほうに位置し、県内で上位から14番になっています。

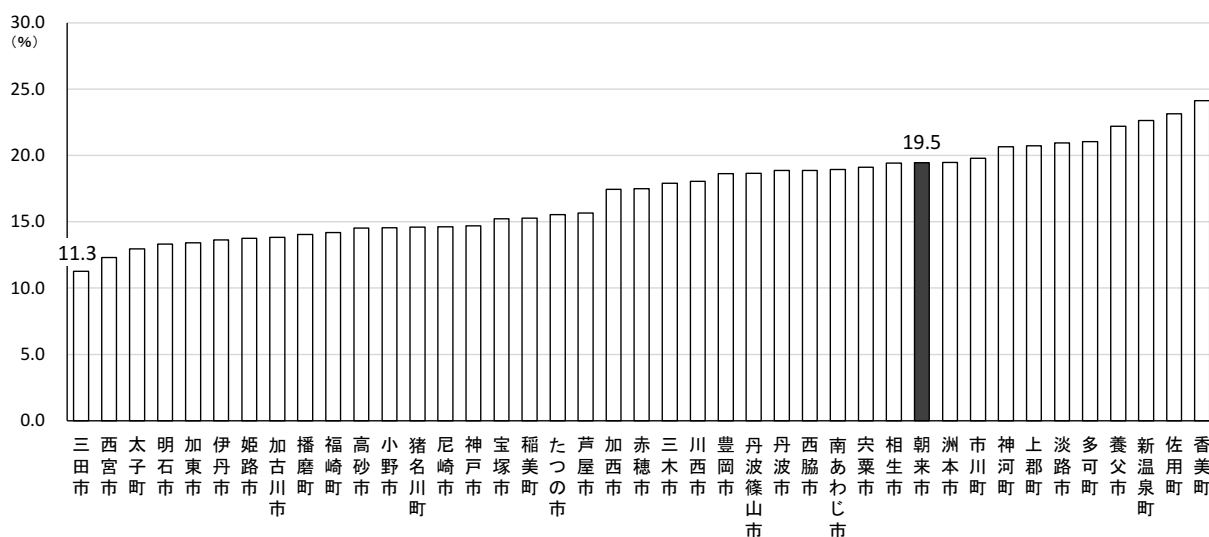
後期高齢化率(総人口に占める75歳以上人口の比率)は19.5%となっており、県内で上から11番目に高くなっています。

【図4 県内市町の高齢化率】



資料：兵庫県 高齢者保健福祉関係資料（令和3年2月1日現在）

【図5 県内市町の後期高齢化率】



資料：兵庫県 高齢者保健福祉関係資料（令和3年2月1日現在）

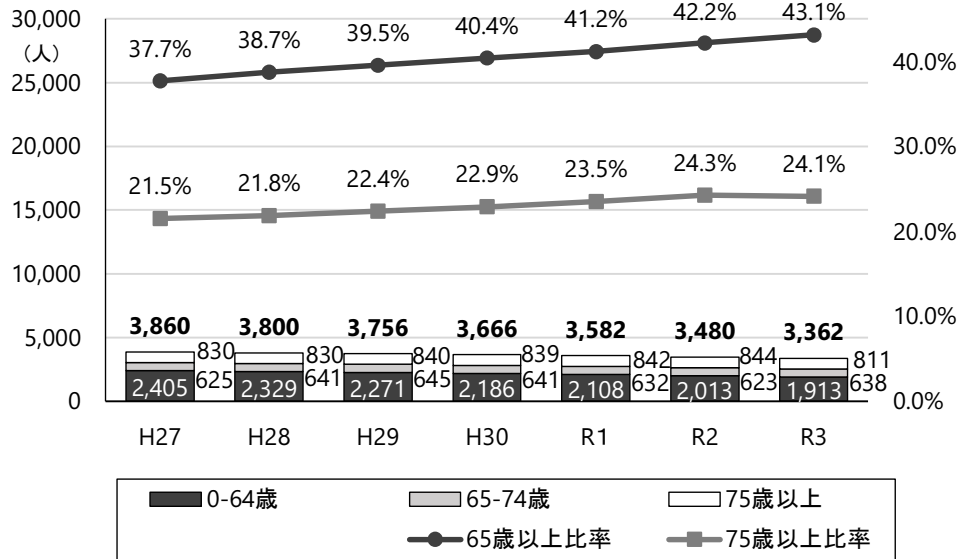
(3) 地域別人口

すべての地域で人口は減少していますが、ここ7年間の減少率は生野地域の-12.9%が最も高く、朝来地域の-12.1%、山東地域の-8.4%、和田山地域の-5.3%と続いています。

また、高齢化率（65歳以上比率）、後期高齢化率（75歳以上比率）にも地域差がみられますが、特に生野地域、朝来地域の高齢化率は40%を超えています。

① 生野地域

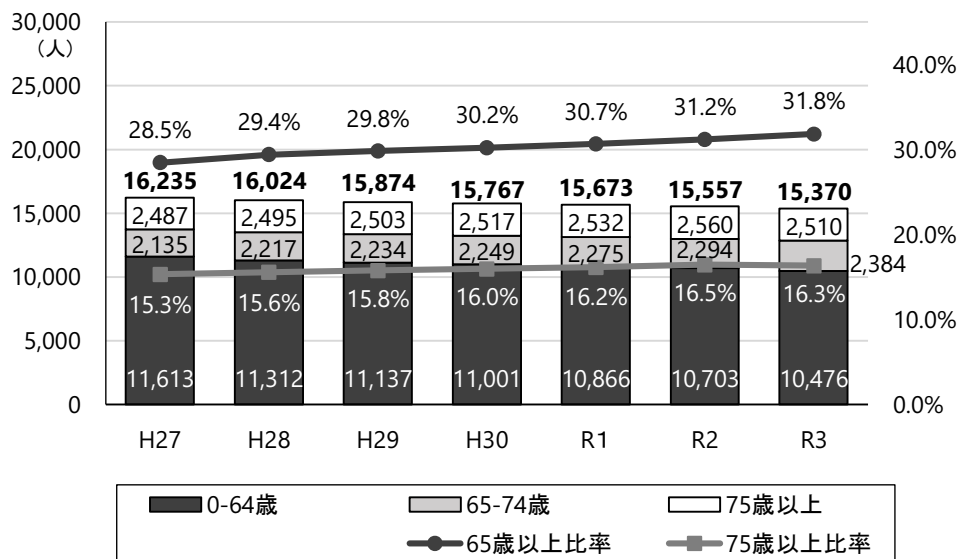
【図6 人口の推移（生野地域）】



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

② 和田山地域

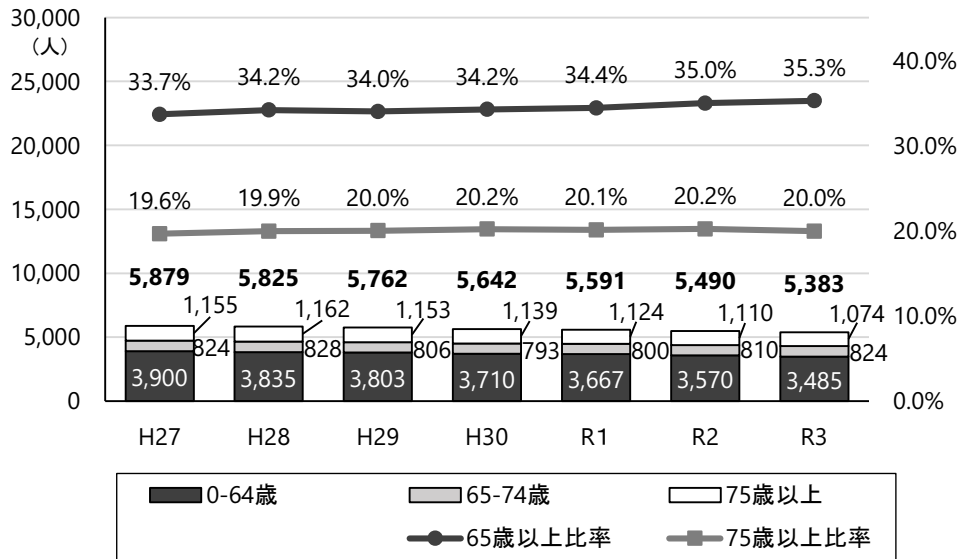
【図7 人口の推移（和田山地域）】



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

③ 山東地域

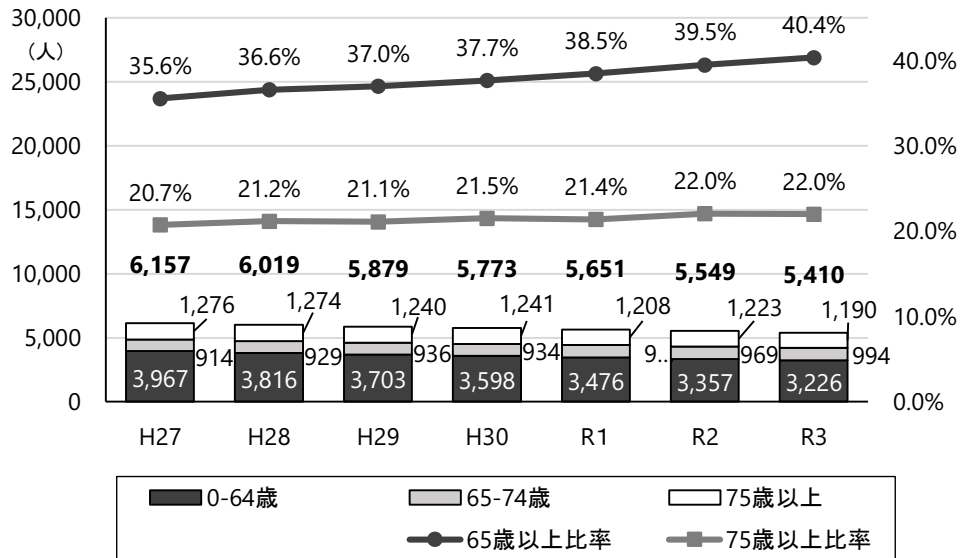
【図8 人口の推移（山東地域）】



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

④ 朝来地域

【図9 人口の推移（朝来地域）】



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

（4）外国人の状況

外国人登録人口は7年間で約1.8倍に増え、令和3年3月末時点で356人となっています。

【表1 外国人登録人口の推移】

（単位：人）

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
200	208	229	278	326	340	356

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

1 - 2 世帯の推移

寮・病院・入所施設等を除く一般世帯では、核家族世帯と単身世帯が占める割合が増加しており、“世帯の細分化”が進んでいます。

令和2年の国勢調査によると、一般世帯のうち、高齢者のいる世帯は56.5%、ひとり親世帯は1.7%という状況です。中でも高齢者の単身世帯(13.5%)や夫婦のみ世帯(15.1%)は増加傾向がみられ、合わせると一般世帯全体の28.6%を占めています。

また、生活保護の状況をみると、令和3年現在で、保護世帯は90世帯、保護人員は103人となっています。

【表2 国勢調査による世帯構成の推移】

(単位：人)

	H12	H17	H22	H27	R2
一般世帯	11,666	11,781	11,624	11,456	11,362(100%)
うち核家族世帯	6,076	6,236	6,317	6,372	6,373(56.1%)
うち単身世帯	2,355	2,608	2,731	2,923	3,159(27.8%)
高齢者のいる一般世帯	4,079	4,382	4,629	5,077	6,417(56.5%)
ひとり暮らし高齢者	905	1,078	1,232	1,429	1,537(13.5%)
高齢者夫婦世帯 (夫婦ともに65歳以上※)	1,459	1,547	1,582	1,712	1,721(15.1%)
同居世帯	1,715	1,757	1,815	1,936	3,159(27.8%)
ひとり親世帯(18歳未満がいる一般世帯)	173	190	203	221	190(1.7%)
母子世帯	151	171	188	192	166(1.5%)
父子世帯	22	19	15	29	24(0.2%)

資料：国勢調査

※R2のみ「夫65歳、妻60歳以上」の値

【表3 生活保護世帯数等の推移】

(単位：世帯、人、%)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
保護世帯数	88	86	79	91	96	93	90
保護人員数	103	109	95	101	110	111	103
保護率(%)							
朝来市	3.2	3.4	3.0	3.3	3.6	3.7	3.5
兵庫県	14.9	14.9	14.9	14.9	14.7	14.5	14.5

資料：社会福祉課（各年3月末現在）

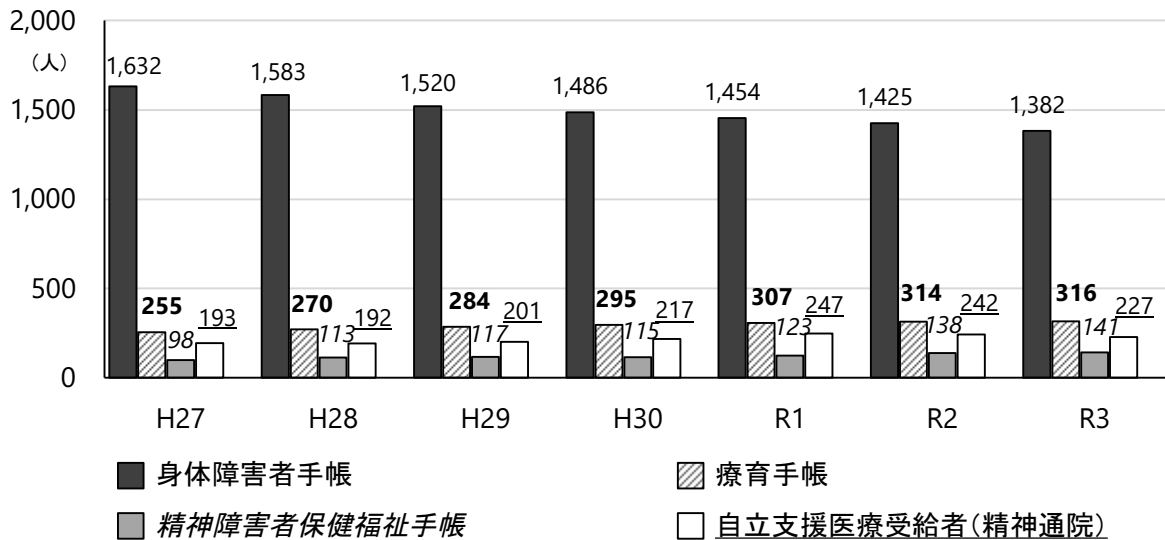
*%（パーミル）は1000分の1を1とする単位

1-3 障害のある人（手帳所持者等）の状況

身体障害者手帳所持者は年々減少傾向にあります。一方で、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

年齢構成をみると、身体障害者手帳所持者では65歳以上が全体の8割近くを占めています。一方で、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では、18～64歳が多くなっています。

【図10 手帳所持者数等の推移】



資料：社会福祉課（各年3月末現在）

【表4 等級別・年齢別手帳所持者数】

（単位：人）

		0～17歳	18～64歳	65歳以上	合計
身体障害者 手帳所持者	計	17	285	1,080	1,382
	1級	8	105	306	419
	2級	4	48	140	192
	3級	3	28	150	181
	4級	2	45	307	354
	5級	0	39	96	135
	6級	0	20	81	101
療育手帳 所持者	計	72	222	22	316
	A(重度)	19	75	15	109
	B1(中度)	8	65	5	78
	B2(軽度)	45	82	2	129
精神障害者 保健福祉手 帳所持者	計	0	104	37	141
	1級	0	6	14	20
	2級	0	60	16	76
	3級	0	38	7	45

資料：社会福祉課（令和3年3月末現在）

1-4 要支援・要介護認定者の状況

介護保険制度における要支援・要介護認定者は2,200～2,400人程度で増減しながら推移しており、令和3年3月末現在、2,316人となっています。

介護度の構成をみると、要支援1が24.7%で最も多く、次いで要介護1の22.6%で、その他は10%前後となっています。

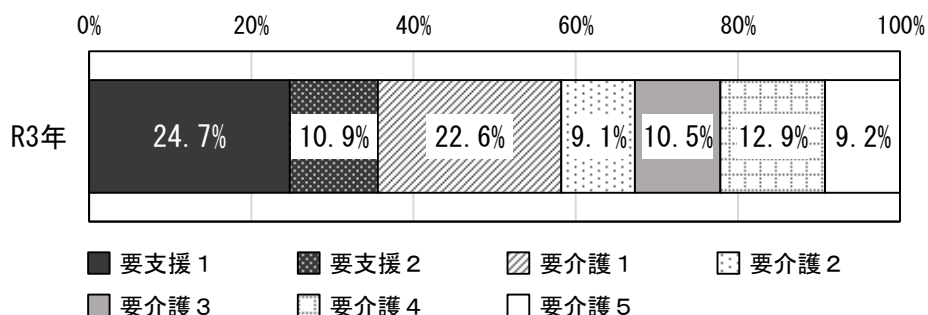
【表5 要支援・要介護認定者の推移】

(単位：人)

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
2,323	2,413	2,309	2,256	2,301	2,296	2,316

資料：高年福祉課（各年3月末現在）

【図11 要支援・要介護認定者数の構成】



資料：高年福祉課（令和3年3月末現在）

【表6 要支援・要介護認定者数】

(単位：人)

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
573	252	524	210	244	299	214

資料：高年福祉課（令和3年3月末現在）

1 - 5 地域福祉を支える組織等の状況

(1) 朝来市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に規定する地域福祉を推進する団体です。

朝来市社会福祉協議会は、朝来市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として活動しています。

令和3年度の活動基本方針は以下のようになっています。

基本理念	誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざして
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3次地域福祉推進計画及び第3次社協発展計画に基づき、地域福祉活動を計画的に実施すると共に、法人業務の改革・改善を行い、より安定した法人運営を目指す。 ・ 総合相談活動を基盤に、高齢者支援、障害者支援、地域支援の総合的な支援をより強固に展開すると共に介護保険サービス並びに障害福祉サービスを含めた法人の一体改革を実行する。
重点活動	<ol style="list-style-type: none"> 1) 「生涯現役」「いきいきと暮らせる」をキーワードに、ボランティア活動や地域人材の発掘と生きがいづくりに向けた「Enjoy ライフ de 生きがいサポーター」の展開を推進し、一部有償化を取り入れた新しいボランティア活動と福祉人材の確保の仕組みづくりを推進します。 2) 総合相談活動を基盤とした活動をより強固に実践し、高齢者支援、障害者支援、地域支援、生活困窮者支援を展開すると共に、介護保険サービス並びに障害福祉サービスの一体改革を実行します。 3) 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進するため、地域福祉活動に係る助成事業を見直し、地域の福祉力の醸成を推し進め、ぷちサロン、ミニデイ活動での見守りなど、要支援者の参加等に視点を当てた活動を推進します。 4) 障がい者（児）複合型多機能施設あさごふれ愛の郷あおぞらで実施の5つの事業（生活介護、就労継続支援 B 型、就労移行支援、短期入所、共同生活援助）を一体的に適正なサービスが提供できるよう進めると共に、業務改善を実施しながら継続した事業展開ができるよう推進します。 5) 職員雇用形態の一新に伴い、職員の雇用の安定と、処遇の改善を進めると共に、継続した法人運営には、職員育成が大きく影響し、その成否は継続したキャリアパス制度の実施と充実であり、職員の意識と機能の向上に向け階層別研修を実施します。

(2) 地域自治協議会

朝来市では、概ね小学校区を単位として地域内の市民が、その地域内において、多様な主体で構成された一つの自治組織として「地域自治協議会」が組織されています。

朝来市自治基本条例第 15 条第 2 項において、地域自治協議会は次の事項を満たさなければならないとされており、様々な団体や事業者、個人が連携・協働しながら地域の特性に応じた地域自治活動が行われています。

- 地域の総意が反映され、民主的で透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること。
- 地域の課題を共有し、その解決に向けて地域自治協議会が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること。

小学校区	協議会名	設立年月日	集落数
生野	いくの地域自治協議会	平成 20 年 6 月 28 日	12
奥銀谷	奥銀谷地域自治協議会	平成 20 年 5 月 24 日	8
糸井	糸井地域自治協議会	平成 20 年 2 月 24 日	15
大蔵	大蔵地域自治協議会	平成 20 年 3 月 23 日	12
和田山	和田山地区地域自治協議会	平成 20 年 9 月 28 日	15
東河	東河地区協議会	昭和 30 年代	9
竹田	竹田地域自治協議会	平成 20 年 3 月 23 日	19
梁瀬	梁瀬地域自治協議会	平成 20 年 9 月 28 日	19
粟鹿	粟鹿地域自治協議会	平成 20 年 7 月 27 日	10
与布土	与布土地域自治協議会	平成 19 年 6 月 17 日	10
中川	朝来地域自治協議会	平成 19 年 12 月 23 日	11
山口			19

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

(3) ボランティア

朝来市における登録ボランティア活動団体は、朝来市社会福祉協議会のボランティア市民活動センターに 175 グループ（令和3年4月5日現在）が登録されており、各地域でそれぞれの活動を行っています。

【生野ボランティアステーション（15 団体）】

グループ名	活動内容
ふれあいグループ	給食・会食・奉仕活動
新町ふれあいセンター	地域ミニデイ
栃原ふれあいセンターボランティア	地域ミニデイ
小野区ボランティアグループ	生活援助・介護予防援助・環境美化
コスモスの会	環境保全活動
おはなしの会 みみうさぎ	絵本の読み聞かせ（小学校、こども園、子育て支援サービス、老人福祉施設）
北真弓なかよし会	地域ミニデイ
一休みの会	地域ミニデイ
あさごハーパーズ	小・中学生に対する演奏指導の補助、施設訪問演奏
川尻区ふれあいセンター	地域ミニデイ
真弓ふれあいグループ	地域ミニデイ
シンプルトーン	ミニデイや高齢者施設などでのオカリナ演奏活動
おしゃべり会	地区自治会行事
二区フレンド	小規模多機能施設ひなたぼっこでの調理
円山ひまわり G	地域ミニデイ

【和田山ボランティアステーション（76 団体）】

グループ名	活動内容
朗読ボランティアひだまり	市広報紙テープ作成・配布
あじさいの会	障がい者施設での調理
桜花グループ	施設訪問
さくらグループ	施設支援
竹田剣友会	剣道指導
林垣いきいきサロン	地域ミニデイ
ひさご会	小物手芸
藤紫流紫乃会	舞踊披露
無線赤十字奉仕団	救急活動
ワイワイ・ドリーム・ネットワーク	施設介助
和田山剣友会	剣道指導
和田山手話サークル	手話
和田山生活研究グループ	給食調理
日本舞踊泉流香玉の会	舞踊披露
さんさん会 一和一	舞踊披露・施設訪問
J A 女性会 糸井支部	お手玉・銭太鼓披露

グループ名	活動内容
ハーモニカさーくる” あおぞら”	ハーモニカ披露
日本3B体操和田山グループ	3B体操指導
本町ふれあい水曜日	地域ミニデイ
竹田城跡ボランティアガイド	地域振興
にこにこ会	施設訪問
七草の会 (女性100人委員会OB会)	ペープサート・手遊び・食に関する事 等
わだつ海の会	本の読み聞かせ
ミニデイゆうぎの会	地域ミニデイ
歌声の集い	地域住民とともに歌をうたう
みんなの体操会	あさGO体操・太極拳・ダンス
枚田岡ミニデイグループ	よもぎの里にて地域ミニデイ
まちづくりグループ さんさん会	「アンネのバラ」を通じてまちづくり、環境づくり
花でかざる筒江の里	花づくり
ボランティア推進協議会 けんけんの会	障がい者、高齢者支援等に関する各種取組
Y・Yクラブ	地域ミニデイ
駅北区「ことぶき会」	地域ミニデイ、舞踊指導
すこやかグループ	地域ミニデイ
新町なごみの会	地域ミニデイ
すももの会	施設訪問
ボランティアグループ “たんぽぽ”	地域ミニデイ、独居老人等を対象とした福祉活動
朝来市シルバー人材センター おとめの会	ハンドマッサージボランティア
ミニミニサロンみやうち	地域ミニデイ
リズム体操会	体操
竹ノ内ふれあいサロン	地域ミニデイ
秋葉台3区ボランティアサークル	地域ミニデイ
朝来市シルバー人材センター ハーモニカサークルたんぽぽ	ハーモニカ演奏
京口なかよし会	地域ミニデイ
すずめのお宿	地域ミニデイ
あさGO!!スマイル	あさGO体操
サロン茶すすり	地域ミニデイ
朝来市交通安全協会 ボランティアグループ女性部	子ども交通安全教室・立ち番・自転車の安全な乗り方指導
竹田月例会	障がい児への土日の余暇活動と訓練会
足健美会(そくけんびかい)	子育て支援
高瀬ミニデイこのみ会	地域ミニデイ
緑ヶ丘倶楽会やまびこ	地域ミニデイ

グループ名	活動内容
久世田ミニデイ	地域ミニデイ
紫陽花の会	地域ミニデイ
なかよし文庫ひろば	子育て支援（絵本を介して親子のコミュニケーションの機会をつくる寺子屋的存在）、高齢者等の多世代交流
クローバーの会	地域ミニデイ
おしゃべりサロン（枚田）	高齢者施設、障がい者（児）、子育て支援、地域ミニデイ
かよう会	高齢者の買物同行支援、見守り活動、集会所の清掃
おしゃべりサロン（市場）	地域ミニデイ
久田和 端の会	コミュニティカフェ
いきいき元気グループ	いきいき元気サロン、あさごいきいき体操
ホッホ！ハハハ！笑いの体操	障がい者（児）関係、読み聞かせ、笑いの体操、脳トレ
あさご おはなしねっと	施設等での読み聞かせ、絵本の啓蒙活動
きぬずり会	地域ミニデイ
アミーゴ・エミ	竹田城跡ガイド(パワーポイントとテレビをつなぎガイド)
チルチル楽団	音楽活動、コンサート
おしゃべり Cafe ひまわり	コミュニティカフェ
みやうちおたすけ隊	区内の高齢者・障がい者支援
TOMORROW	子ども・地域支援
ええっちゃ やるっちゃ	高齢者施設・障害者施設、社協関係、地域集い等
竹田上町区おたのしみ会	地域ミニデイ
視覚ボランティア アイ愛会	視覚部ボランティア
健寿の会	健康教室、ウォーキング活動
柳原区「むらつくりウォーキングの会」	地域巡回による防犯活動と健康づくり
東河「ちょボラ」	農産物の提供、生垣等の処理、通路の除雪作業など
花水喜	地域ミニデイ
一休庵	地域ミニデイ

【山東ボランティアステーション（43 団体）】

グループ名	活動内容
いずみ会	食事講習、施設交流
大月なかよしグループ	地域の環境美化
三保二葉会	ミニ敬老会、空缶拾い等
なでしこの会 ボランティアグループ	施設シーツ交換他、子守りボランティア
柿坪ひまわり会	地域ミニデイ
越田すみれの会	地域ミニデイ（なごみサロン）
清水町ひとこえグループ	児童下校時交通立番、区内美化活動、乳幼児子守支援、花壇管理、声かけ活動、ふれあい会食会
早田桜会	施設洗濯たたみ、施設清掃奉仕
グループ2000	施設喫茶手伝い、赤ちゃん見守りボランティア

グループ名	活動内容
滝の会	老人会とのふれあい食事会、缶拾い、施設洗濯たみ
クリーンアップ山東クラブ	環境保全活動
山東こぶし会	地域交流奉仕、学校登下校時パトロール
手作り紙芝居の会 「なんじゃ・もんじゃ」	紙芝居による消費・生活に関する啓発活動
大和会	地域ミニデイ
末歳ふれあいの会	80才以上老人・70才以上独居老人 弁当作り（年2回）、缶 ゴミ拾い
梁瀬小学校図書館ボランティア たんぼぼの会	本の読み聞かせ（子育て支援）
あっぷるみんと	読み聞かせ、子供活動のお手伝い、ブラックシアターも上演
遊サークル	子どもを対象にしたボランティア
ひまわりの会	地域ミニデイ
風	地域行事の支援、地域内友愛訪問の実施
ガールズトーク	情報誌の発行
朝来市ウインドアンサンブル	楽器演奏（トランペット、フルート、サクソ等）、施設・イ ベント等での演奏
森ふれあい喫茶	ふれあい喫茶
与布土「ふれあい喫茶」	ふれあい喫茶
ほうせんか	喫茶ボランティア（木の香）
花水木の会	喫茶ボランティア（梁瀬自治協議会）
中町婦人部	地域ミニデイ
ふたりとその仲間たち	高齢者施設、障がい者（児）対象にレクリエーション（歌・ゲ ームなど）
梁瀬金管バンドクラブ	地域イベントや音楽イベントでの演奏活動
あさご歌謡クラブ	高齢者施設訪問
上早田ボランティアグループ	地域ミニデイ
野間区ミニデイ	地域ミニデイ
一品ふれあいの会	地域ミニデイ
グループホームたんなん奉仕部	ちょボラ活動
川原町弥生会	地域ミニデイ
おかげさまグループ	地域の集いの場提供、近隣の草取りなど
フレンドクラブ	地域ミニデイ
柴区ミニデイの会	地域ミニデイ
朝来どんぐりの会	ひきこもり相談支援
ふれあい喫茶「たんぼぼ」	地域ミニデイ
諏訪ふれあい会	地域ミニデイ
野間区ボランティアグループ	社協関係
与布土かじかの会	地域ミニデイ

【朝来ボランティアステーション (39 団体)】

グループ名	活動内容
元津のぎく会	地域ミニデイ
石田なでしこの会	施設ボランティア
千草会	地域ミニデイ、友愛訪問、施設ボランティア
立野ボランティアグループ	えんや・ふらっと支援、地域ミニデイ
れんげの会	施設ボランティア
立脇ボランティアグループ	地域ミニデイ、友愛訪問、施設ボランティア、学童見守り
さくらんぼの会	施設ボランティア
八代グループ	施設ボランティア
朝来ライオンズクラブ	イベント手伝い、施設大掃除
せせらぎ会・どんぐり会	地域ミニデイ、施設ボランティア
新井3区ふれあいクラブ	地域ミニデイ
新井二区ふれあい会	地域ミニデイ
神子畑ふれあい会	地域ミニデイ
物部むつみ会	地域ミニデイ
新井一区ゆうゆう会	地域ミニデイ
石田なかよしクラブ	地域ミニデイ
ぎんなん会	地域内環境美化
佐中いきいきクラブ	地域ミニデイ
ひょうごアドプト「里の花の会」	地域内の植栽及び維持管理
羽渕ひらめき教室	地域ミニデイ
人形劇あつぷるぱんだ	人形劇 ペープサート
上岩津ミニデイサービス	地域ミニデイ
山口ミニデイの会	地域ミニデイ
平野コスモス会	地域ミニデイ
ちあふるぼっけ	読み聞かせ（子育て支援）
アンサンブル・ロンド	老人福祉施設、学校、行事等で楽器演奏（バイオリン・チェロ・ピアノ等でクラシックを中心に）
澤自主防災会	災害時援護者支援、地域安全活動
澤婦人会	声掛け運動の推進、区内奉仕作業、イベント手伝い
澤青年会	地区内イベント主催
おしゃべりサロン（土肥）	ふれあい喫茶
山内ふれあいサロン	地域ミニデイ
納座元気村一笑館	地域ミニデイ
石田よつ葉会	地域の見守り、社協関係
元津あじさいの会	地域ミニデイ、高齢者施設関係
民謡&歌謡カラオケ歌おう会	高齢者施設関係、社協関係
ぐるーぷ・どれみふぁ	言葉遊び・歌遊び
ふれあい喫茶（かたげいし）	地域ミニデイ
とうじもん Hygge	地域ミニデイ
たんぽぽの会	地域ミニデイ

(4) N P O

朝来市では、以下に示す 15 の NPO 法人が組織を立ち上げています。

名称	主たる事務所の所在地	活動の目的	法人認証年月日
特定非営利活動法人ライフケア J P	兵庫県朝来市和田山町土田 599 番地 3	この法人は、広く社会に対して生活習慣病などの病を未然に防ぐため、食と健康について考え・学び・活動し、生活の根源である食事に関し、薬膳・予防栄養学に基づく食事の提供や健康科学・予防医学に関する情報の提供などの健康支援事業を行い、その啓蒙に貢献し、健康・保健の増進に寄与する事を目的とする。また、高齢者等に対する介護予防や社会的自立の促進を目的とした生活支援事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる福祉住環境を提供し、地域福祉の向上に寄与する事を目的とする。	平成 18 年 4 月 28 日
特定非営利活動法人ふるさと	兵庫県朝来市澤 181 番地	この法人は、高齢者に対して、介護保険法に基づく介護予防サービス、居宅サービス事業、外出支援介護及び地域における生活支援に関する事業を行い、福祉の町づくりに寄与することを目的とする。	平成 18 年 9 月 27 日
特定非営利活動法人部落解放・人権ネット南但地協	兵庫県朝来市伊由市場 379 番地 5	この法人は、部落解放をはじめとした人権問題の解決に関する事業を行い、すべての人々が自分らしく生きることができる、地域社会の創造に寄与することを目的とする。	平成 19 年 12 月 20 日
特定非営利活動法人 Calm 自然保護共存研究グループ	兵庫県朝来市和田山町白井 6910 番地	この法人は、自然に対してワイルドライフ・マネジメント(野生動物保護管理)に関する事業を行い、動物や植物、人間などあらゆる種が暮らす環境の再構築に寄与することを目的とする。	平成 20 年 02 月 20 日
特定非営利活動法人いくのライブミュージアム	兵庫県朝来市生野町口銀谷 512 番地	この法人は、朝来市生野町が有する風土や自然環境、生野銀山が育んだ歴史的資源や豊かな人的、文化的資源の伝承と活用を通じて、都市との交流を含めて多方面における地域コミュニティの活性化と人材育成を図ることにより、創造性豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。	平成 20 年 8 月 20 日
特定非営利活動法人日本ハンザキ研究所	兵庫県朝来市生野町黒川 292 番地	この法人は、オオサンショウウオとそれを取り巻く自然環境の保全及び復元を目指し、同様な主旨を有する個人や団体などと相互に交流及び協力をを行いながら、調査・研究の推進、保全及び復元の技術の開発、学習の支援や人材育成、広報・交流活動並びに普及啓発等の事業を行い、生態系の保全と持続可能な社会の構築に寄与することを目的とする。	平成 20 年 8 月 20 日
特定非営利活動法人もやいの里	兵庫県朝来市山東町森字極楽 108 番地	この法人は、山東町を中心とした近隣の環境保全型の農林業を支援し、安全安心な農作物が生産消費される仕組みを確立させ、これによって商工業の活性化を図り、そして豊かなまちづくり活動を推進することを目的とする。	平成 21 年 6 月 23 日

名称	主たる事務所の所在地	活動の目的	法人認証年月日
特定非営利活動法人介護予防フットケアサポートねっと	兵庫県朝来市和田山町竹田521番地	この法人は、高齢者福祉の向上及び子どもの身体能力教育向上のために、子ども、高齢者、要介護者等を対象に、フットケアを始めとする多角度からの介護予防アプローチを行うことにより、介護予防の推進や、医療費の軽減に寄与することを目的とする。	平成25年7月22日
特定非営利活動法人パイロットプランツ	兵庫県朝来市和田山町竹田2488番地	この法人は、一般市民に対して、地域産業の復刻や新産業の創出に関する事業を行い、地域コミュニティを再構築することで、個性を持った地域作り、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。	平成26年4月18日
特定非営利活動法人L a z o	兵庫県朝来市和田山町竹田2488番地	この法人は、一般市民に対して、女性の視点や能力と地域資源を活用した事業を行うことで、地域社会の発展に繋げ、あらゆる世代が未来に希望を持てる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	平成26年9月19日
特定非営利活動法人あさご創生プロジェクト	兵庫県朝来市和田山町東谷213番地27駅前ビル3F	この法人は、市内事業所や団体、一般市民に対して、朝来市のポータルサイトの運営事業を中心とした販売促進、活動支援等に関する事業を行い、朝来市の活性化に寄与することを目的とする。	平成27年6月19日
特定非営利活動法人クローバー	兵庫県朝来市澤730番地4	この法人は、障害児（者）に対して、放課後等デイサービスに関する事業を行い、福祉事業に寄与することを目的とする。	平成28年12月22日
特定非営利活動法人海運堂	兵庫県朝来市佐囊1100番地1	この法人は、地域の子育て世帯に対して、交流や居場所作りに関する事業を行い、地域の子育て支援の充実に寄与することを目的とする。また、地域交流事業をとおして、地域住民が健やかに暮らせるコミュニティ作りを寄与することを目的とする。	平成31年3月19日
特定非営利活動法人ジュニア体操教室	兵庫県朝来市和田山町宮田905番地8	この法人は、広く一般市民に対して、スポーツの普及に関する事業を行い、心身の発育推進及び健康増進と地域住民のコミュニティの場としてスポーツ環境作りを図ることで、青少年の健全育成及びスポーツをとおして地域社会の活性化に寄与することを目的とする。	令和2年3月6日
特定非営利活動法人朝来どんぐりの会	兵庫県朝来市山東町柴178番地1	この法人は、社会的ひきこもり者・児（児童・生徒の不登校等を含む）の相談、支援を行い地域社会に貢献することを目的とする。	令和3年3月12日

参考：内閣府 NPO ホームページ（主たる事業所の所在地が朝来市である団体）
 ※令和3年11月1日現在の掲載団体

2 市民の地域福祉ニーズ等

2-1 朝来市民アンケート調査

令和3年度に実施した朝来市民アンケート調査の結果から、地域福祉に関連する部分を中心に、以下に結果を整理しました。

※「平成28年度」の数値は平成28年度実施の、「平成30年度」の数値は平成30年度実施の、朝来市民アンケート調査の結果です。

期間：令和3年5月7日（金）～19日（水）

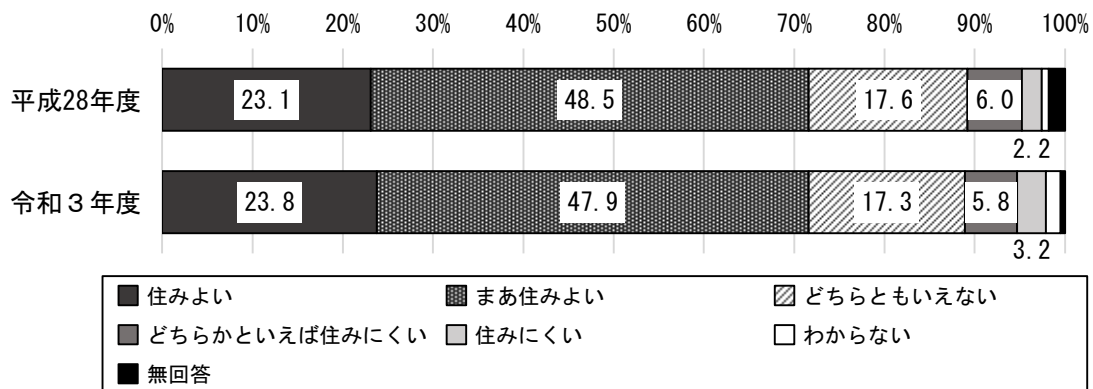
対象：18歳以上の市民3,000人

結果：有効回答数1,252人（有効回答率41.7%）

（1）朝来市の全体的なことについて

■ 朝来市の住みやすさについて

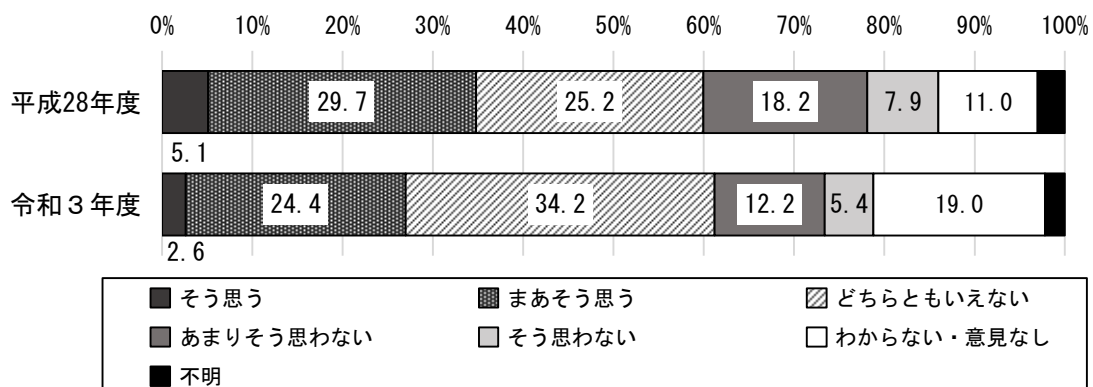
「住みよい」（「住みよい」+「まあ住みよい」）は令和3年度で71.7%となっており、平成28年度（71.6%）とほぼ同程度となっています。



※「わからない」「無回答」は数値省略

■ 人権が尊重されたまちづくりが進められているかについて

「そう思う」（「そう思う」+「まあそう思う」）は令和3年度で27.0%となっており、平成28年度（34.8%）から7.8ポイント減少しています。

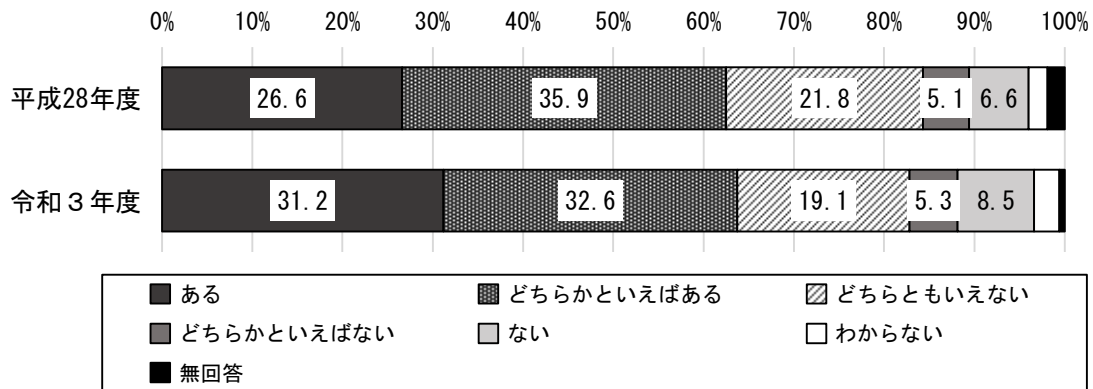


※「不明」は数値省略

(2) 地域や地域活動について

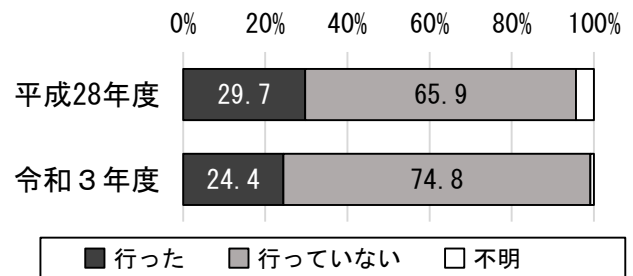
■ 住んでいる地域への誇りや愛着について

「ある」（「ある」+「どちらかといえばある」）は令和3年度で63.8%となっており、平成28年度（62.5%）から微増しています。



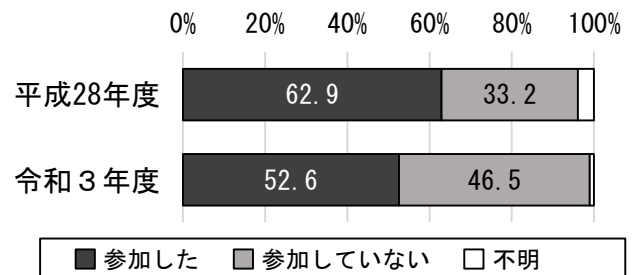
■ この1年間で、何らかのボランティア活動を行ったかについて

「行った」は令和3年度で24.4%となっており、平成28年度（29.7%）から5.3ポイント減少しています。



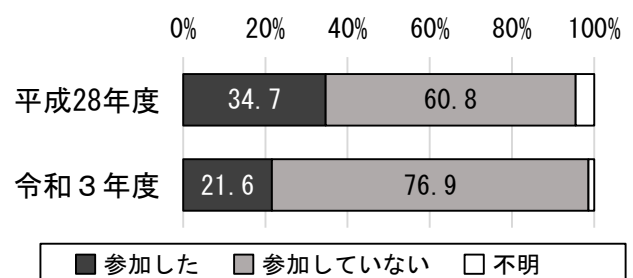
■ この1年間に、区の地域活動に参加したかについて

「参加した」は令和3年度で52.6%となっており、平成28年度（62.9%）から10.3ポイント減少しています。



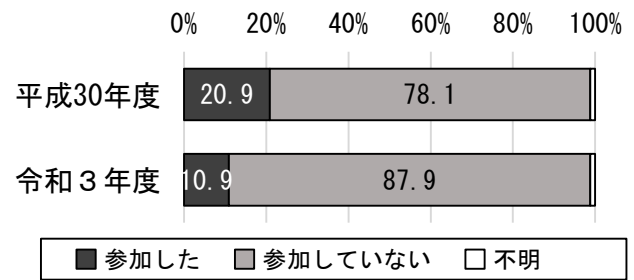
■ この1年間で、地域自治協議会が行った活動や行事に参加したかについて

「参加した」は令和3年度で21.6%となっており、平成28年度（34.7%）から13.1ポイント減少しています。



■ この1年間で、市民サークル、NPOなどの区や地域自治体協議会以外が行ったイベント、活動や行事に参加したかについて

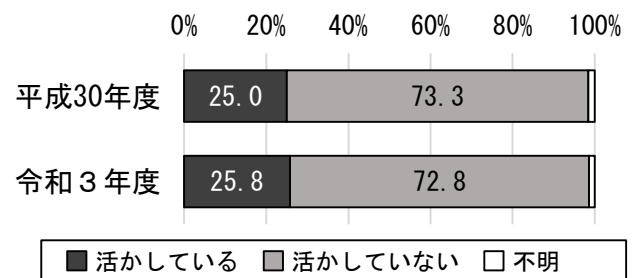
「参加した」は令和3年度で10.9%となっており、平成28年度（20.9%）から10ポイント減少しています。



※「不明」は数値省略

■ 自らの知識や経験を地域社会活動に活かしているかについて

「活かしている」は令和3年度で25.8%となっており、平成28年度（25.0%）から0.8ポイント微増しています。

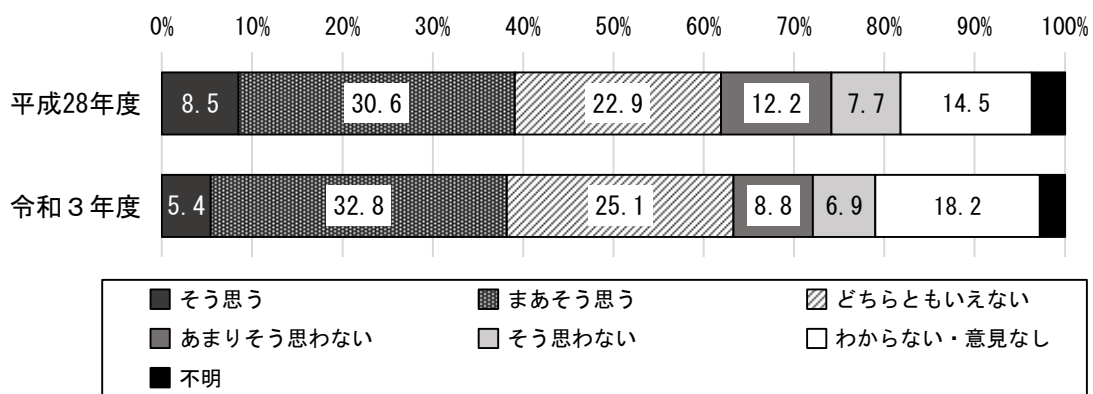


※「不明」は数値省略

(3) 子育てについて

■ 安心して子供を産み育てることができるかについて

「そう思う」（「そう思う」+「まあそう思う」）は令和3年度で38.2%となっており、平成28年度（39.1%）から微減しています。

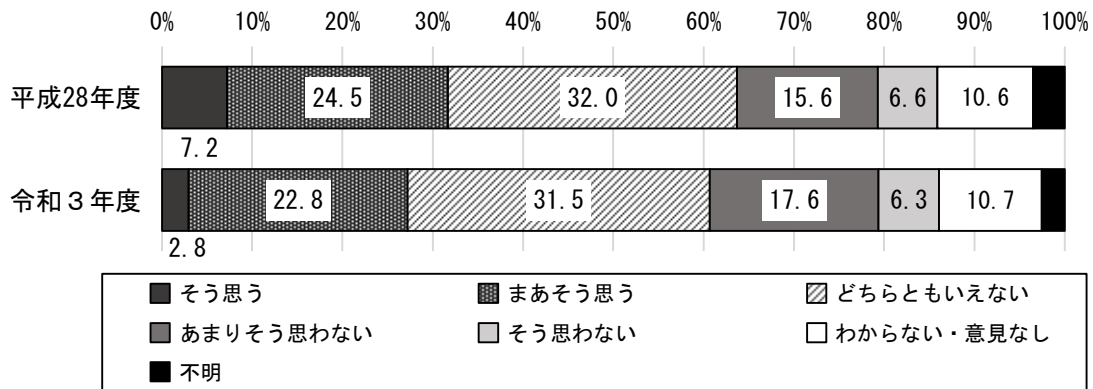


※「不明」は数値省略

(4) 防災・減災について

■ 防災・減災対策など災害に強いまちづくりが進められていると思うかについて

「そう思う」(「そう思う」+「まあそう思う」)は令和3年度で25.6%となっており、平成28年度(31.7%)から6.1ポイント減少しています。

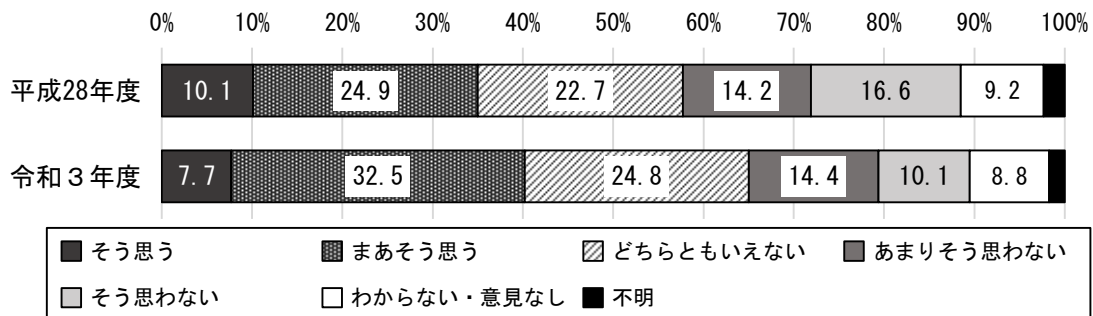


※「不明」は数値省略

(5) 情報発信について

■ ケーブルテレビ自主放送やデータ放送が役に立っているかについて

「そう思う」(「そう思う」+「まあそう思う」)は令和3年度で40.2%となっており、平成28年度(35.0%)から5.2ポイント増加しています。

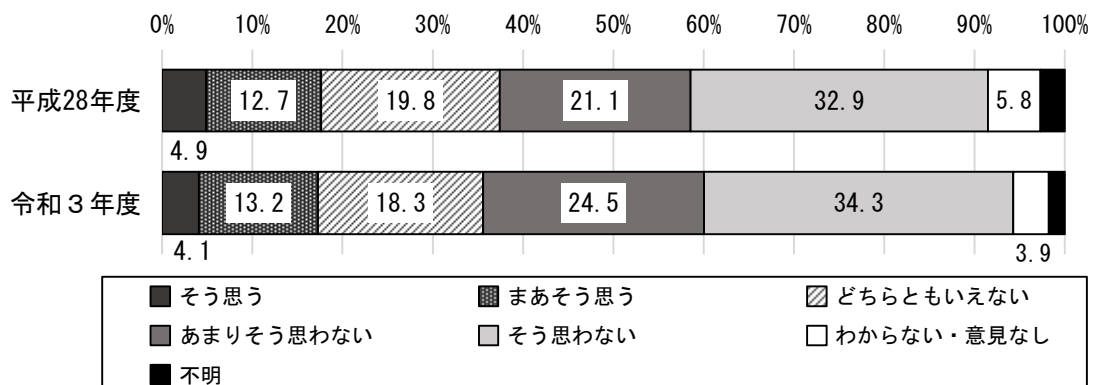


※「不明」は数値省略

(6) 交通について

■ 公共交通機関が利用しやすいかについて

「そう思う」(「そう思う」+「まあそう思う」)は令和3年度で17.3%となっており、平成28年度(17.6%)から0.3ポイント微減しています。



※「不明」は数値省略

2 - 2 関係団体等意向調査

令和3年度に実施した関係団体等意向調査の結果について、複数みられた回答などを中心に、以下に結果を整理しました。

■ 調査の概要

調査期間：令和3年7月19日～8月6日

調査対象：単位民生委員児童委員協議会【民生・児童】、区長会・地域自治協議会【自治協】、福祉施設【福祉施設】、福祉関係団体【福祉関係団体】、ボランティアグループ【ボランティア】

配布状況：49件

回収状況：31件

■ 調査の結果（概要）

1. 活動状況について

（1）活動を行う上で困っていることや課題

- 担い手不足、担い手の高齢化、会員の減少、指導者不足などの人材不足【全体】
- 支援が必要な人が多い、課題が複雑・多様で対応が難しい【民生・児童】

（2）課題解決に向けた今後の取組としての予定や考え

- 活動や役割についての周知、理解促進【民生・児童】
- 「まちづくり計画」に沿った取組の推進【自治協】
- 外国人の採用【福祉施設】

（3）活動をするうえで新型コロナウイルスの影響を受けたか、またどのような影響か

- 活動や研修の中止等の影響を受けた【全体】
- 見守りが困難になった、支援を必要とする家庭への支援が十分に行えていない【民生・児童】
- 地域との交流機会の減少、採用した外国人が入国できない、利用者の利用控えや利用自粛、コロナ対策費用の増加【福祉施設】

（4）新型コロナウイルスの感染拡大を受け、活動する際に実施した「新たな取組」や「工夫した活動」は。また、それらの実践にあたって必要な情報や支援は

- マスクや消毒液などの配布・設置、検温、会場の工夫（広い場所、イスのみ使用など）、ネットを活用した会議、情報発信（ZoomやSNSなど）など【全体】
- オンラインでの会議や面会、施設内でできる活動や、気分転換、体力づくりになる活動など、工夫した行事・レクリエーションの実施【福祉施設】

2. 普段活動して感じている朝来市の地域福祉に関すること

(1) 支援を必要とする人への情報提供

- 要支援者についての情報がほしいが、個人情報観点から要支援者の情報が得られにくい【自治協】
- 支援を必要とする人は窓口に出向くことすら難しい、情報が潜在化しているなどで、支援を必要とする人が潜在化してしまっている【福祉施設】
- 支援を希望されると相談機関までつなぐことができるものの、当事者が希望していない場合、自覚していない場合はそれまで待つ、地道に援助するしかない【福祉関係団体】

(2) 支援を必要とする人を的確に把握するために、団体でどのような役割を担っていただけるか

- 身近な相談役（窓口、案内役、紹介）と関係機関との情報共有・連携【民生・児童】
- 他団体・機関や市などとの連携【自治協】
- 話し合いや情報交換ができる場づくりや、話しやすい関係づくり【ボランティア】

(3) 福祉に関する学習機会や地域の福祉課題を話し合う場について感じる事

- 福祉に関する学習や研修の機会、出前講座等が必要【自治協】

(4) ボランティアや地域の福祉活動に参加する人を増やすために必要だと思う取組

- 活動内容や参加することによるメリット等についての声かけ、理解促進【民生・児童】
- 楽しいと思ってもらえるような工夫や、自分事として捉え、危機感を持てるような啓発、活動についてのわかりやすい説明【自治協】
- ボランティア体験や福祉教育など、福祉への関心・意識を芽生えさせるきっかけづくり【福祉施設】
- LINEなどの新しいツール、堅苦しく「ボランティア」と掲げない、多少の有償化などのボランティアの在り方の工夫【ボランティア】

3. 朝来市の福祉課題全般について

(1) 朝来市にはどのような福祉課題があると思うか

- 福祉課題の多様化・複雑化、理解・対応に専門知識が必要なケースの増加【民生・児童】
- 人材・担い手の不足【福祉施設】
- 少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加等による家庭や地域のつながりの希薄化【福祉施設】

(2) (1) の福祉課題解決のために、市民や関係団体が取り組むべきこと

- 関係機関と地域等が連携をしていくこと【民生・児童】
- 話し合う場を多く持つ、地域住民が気軽に集える交流の場を設ける【ボランティア】

(3) (1) の福祉課題解決のために市が取り組むべきこと

- 相談支援体制の整備（一つの窓口での対応、相談先の明確化など）【民生・児童】
- 各種制度の周知【民生・児童】
- 市と団体が共同で取り組む、まず行政が地域に出ていく【自治協】
- 施設の充実や交通手段の確保（福祉課題に限らず生活全般で多くの課題が出てくる）【自治協】
- 活動拠点となる場所の無償提供、空き家を利用し、地域住民が気楽に立ち寄りボランティア活動できる場所の提供【ボランティア】

(4) この5年間における朝来市の福祉課題において前進したと思われること。ない場合はそう思う理由

- 大きく前進したとは思わないが、新たな制度などもできてきている【民生・児童】
- 相談体制の充実（ふくし相談支援課の新設）【自治協・福祉施設】
- いきいき百歳体操などの地域活動が増加・活発化した【福祉施設】
- 福祉に関する情報の周知不足（住民への周知が不十分、全般に福祉は行き届いていると思うが深く知らない人が多い、関心が無く情報を得ようとも思っていなかったのではわからない、など）【ボランティア】

3 第3期計画の進捗状況

第3期計画における行政の取組について、担当課や社会福祉協議会において、主な進捗状況や課題について評価し、今後の方向性などについて以下に整理しました。

基本目標 1 地域福祉への理解と参加

1-1 啓発・広報活動の推進

- 広報紙やホームページ、ケーブルテレビ等の多様な媒体を活用し、情報発信を行っています。
- 市民フォーラムやあさご未来会議等で、福祉に関する内容をテーマとして実施しましたが、令和2年度以降は新型コロナウイルスの影響で積極的な開催はできていない状況です。
- 地域のつどいの場の設定などを通じて交流の機会づくりに取り組んでいますが、人材不足などの課題もみられます。地域のつどいの場が高齢者のみではなく、若年性認知症の人や障害のある人などにも広がり、様々な人が参加できるよう働きかけを行う必要があります。

1-2 福祉学習の推進

- 子どもたちへの福祉教育として、手話や点字、車イス体験等の福祉体験学習や特別支援学校との交流などを実施しています。
- 福祉関係の各種制度や知識、行政情報の研修として、地域団体等へのまちづくり出前講座を実施しています。まちづくり出前講座等については、社会状況や市民のニーズに対応した、講座の内容の見直し等を検討していく必要があります。
- 認知症サポーター養成講座やゲートキーパー養成講座等の実施に取り組みましたが、受講にとどまらず、地域で支え合う実践的な活動につなげられる仕組みづくりが必要となっています。

1-3 地域福祉を担う人材の発掘と育成

- 民生委員・児童委員や、民生・児童協力委員、福祉委員等への研修会の実施や、個別支援会議等を通じた、福祉専門職のスキルアップに取り組んでいます。
- 認知症サポーター養成講座やゲートキーパー養成講座等の実施に取り組みましたが、受講にとどまらず、地域で支え合う実践的な活動につなげられる仕組みづくりが必要となっています。
(再掲)

基本目標 2 地域での支え合い

2-1 福祉課題を話し合う場づくり

- 福祉サービスや手話言語条例、手話についての講座を実施しています。
- 市民フォーラムやあさご未来会議等で、福祉に関する内容をテーマとして実施しましたが、令和2年度以降は新型コロナウイルスの影響で積極的な開催はできていない状況です。(再掲)
- 引き続き、福祉をテーマとした講演会や講座を開催するとともに、福祉課題の把握に努め、話し合いや体験の場の設定を検討していく必要があります。

2-2 支援を必要とする人の把握と支援体制の整備

- 民生委員・児童委員や、民生・児童協力委員、福祉委員等への研修会を実施し、支援体制の充実に向けて取り組んでいます。地域課題が複雑化・多様化している状況を踏まえて、引き続き、研修等を実施し、活動の支援を図っていく必要があります。

2-3 ボランティア活動の推進

- 社会福祉協議会と連携し、市民への情報提供やボランティアの活動支援等を実施しています。
- NPO の設立支援補助金や活動の情報提供などの支援を実施しています。
- 引き続き、地域活動の活性化に向けて、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動等への支援を行うとともに、NPO の活動への支援を実施していく必要があります。

2-4 各種団体等の活動支援

- 社会福祉協議会と連携し、市民への情報提供や各種団体への活動支援等を実施しています。
- 老人クラブ等への活動補助など、活性化に向けて支援を実施しています。
- 引き続き、社会福祉協議会と連携し、各種団体への活動支援を実施していく必要があります。

2-5 交流活動の推進

- オープンスクールや学校行事等に地域住民を招き、世代間交流を実施しています。また、学校施設を開放し、スポーツ活動を中心とした交流の場を設けています。
- 地域のつどいの場の設定などを通じて交流の機会づくりに取り組んでいますが、人材不足などの課題もみられます。地域のつどいの場が高齢者のみではなく、若年性認知症の人や障害のある人などにも広がり、様々な人が参加できるよう働きかけを行う必要があります。(再掲)
- 各種団体が開催するイベントへの支援を行い、手話通訳など、障害のある人も参加できるような環境づくりを促進しています。
- いきいき百歳体操や地域ミニデイなどの地域での自主活動は少しずつ広がってきていますが、より多様な人が参加できるよう働きかけを行っていく必要があります。

2-6 制度のはざまにいる人への支援

- 庁内関係課や関係機関が連携し、困難ケース等について会議等で支援策を検討しています。
- 相談窓口等の周知啓発を行うとともに、断らない相談を意識した総合相談に応じています。
- 虐待防止の取組として、チラシの配布やオレンジリボンツリーの展示などの周知啓発を行うとともに、要保護児童対策地域協議会を定期的を開催し、適切な支援を図るため各関係機関と連携し、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めています。
- こころのケア相談などの専門的な相談を継続して実施するとともに、家庭訪問や来所相談、電話相談等で要支援者の支援を実施しています。
- 引き続き、地域等の関係者、関係機関と連携し、制度のはざまにあっても本人の希望する生活が継続できるよう支援を行っていく必要があります。

基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

3-1 外出・移動支援の充実

- 地域からの情報収集や関係機関との連携を図り、交通安全施設の整備充実に取り組んでいます。
- 駅舎のバリアフリー化について、国やJRへの要望等を実施しています。
- 外出支援サービス事業やタクシー利用助成事業を継続的に実施しています。
- 公共交通利用促進に向けて取り組んでいますが、新型コロナウイルス感染症の影響による出控えや在宅勤務の普及により、公共交通利用者数が減少している状況もみられます。
- 今後も、鉄道利用者の増加を図る施策を展開するとともに、JR 和田山駅のバリアフリー化の実現に向けて取組を行うなど、バス利用も含めた公共交通体系の利便性向上に向けて各関係機関への働きかけを行う必要があります。

3-2 災害時要援護者支援体制の強化

- 災害対策基本法の改正に基づき、朝来市防災ガイドの全面改訂を行うとともに、新たに防災ハザードマップを作成し、ホームページ等へ掲載し、市民等への周知を図っています。
- 自主防災組織の活動支援を行うとともに、コロナ禍における自然災害に対応した避難行動等の検討に向けて、複合災害に対応した職員訓練を実施しています。引き続き、新型コロナウイルスの状況を鑑み、訓練を実施する必要があります。
- 各区に地域防災計画の作成と合わせて、個別支援計画の作成についても周知を行い、作成に向けて取り組んでいます。
- 協定に基づき福祉避難所を提供していただくことになる市内6法人の14施設において、毎年度受け入れ可能人数や提供可能備品の調査を実施しています。

3-3 防犯活動の推進

- 兵庫県と連携し、地域安全まちづくり推進員の委嘱、子ども安全サポート事業の普及啓発等を行っています。
- 特殊詐欺等の被害防止に向けて出前講座を実施しています。今後、高齢者を狙った詐欺等の増加が予想されることから、高齢者に多いトラブルの事例や手口などの情報について、出前講座や広報紙等での周知啓発を実施する必要があります。
- 朝来防犯協会が取り組む事業への補助金の交付をとおして、活動支援を実施しています。
- スマートフォンやインターネットのトラブル防止に向けて、学校での出前講座の実施を小中学校に依頼し、実施しています。今後も、被害内容や対処方法等の周知を充実させていく必要があります。

基本目標 4 地域での支え合い

4-1 情報を届ける仕組みの充実

- 広報紙やホームページ、ケーブルテレビなどを活用し、情報発信を実施しています。
- 子育てガイドブックの作成、配布に加え、スマートフォンアプリを取り入れ、子育て世代がより受信しやすい情報発信の方法を工夫しています。
- 訪問等により顔の見える相談を実施するとともに、ニーズに合ったサービスを選択できるよう、パンフレット等を用いて丁寧な説明を心がけ、相談しやすい環境づくりに努めています。
- 引き続き、様々な媒体を用いて情報発信に取り組むとともに、情報を得にくい対象者に向けた情報発信の在り方について検討する必要があります。

4-2 相談体制の充実

- 民生委員・児童委員や民生・児童協力委員、福祉委員へ福祉等各種相談窓口や制度に関する資料を配布し、声かけや周知等を依頼しています。
- 広報紙や各種リーフレット、ホームページ等の様々な媒体を活用し、相談窓口の周知を図るとともに、相談窓口一覧表を作成し、ホームページで公開しています。
- 相談窓口等の周知啓発を行うとともに、断らない相談を意識した総合相談に応じています。(再掲)
- こころのケア相談などの専門的な相談を継続して実施するとともに、家庭訪問や来所相談、電話相談等で要支援者の支援を実施しています。(再掲)
- 「こんにちは赤ちゃん事業」など、身近なところで気軽に相談できる体制整備を行うとともに、民生委員・児童委員やケアマネジャーなどに対し、ゲートキーパー養成講座を実施し、相談支援体制の強化を図っています。
- 引き続き、相談窓口に関する情報が必要な人に届くよう、様々な機会を活用し、各種相談窓口の周知啓発を図るとともに、定期的に情報を更新していく必要があります。
- 家庭の課題の複雑化に伴い、対応する職員に高いスキルが求められている状況があることから、相談機能の充実を図るとともに、関係団体や機関、庁内関係課と連携し、情報共有や切れ目のない支援を行う必要があります。

4-3 権利擁護の推進

- 成年後見制度等について、広報紙等を活用して周知を図っています。
- 高齢者や障害のある人の虐待防止や金銭管理についての対応や、身寄りのない高齢者が医療を受ける場合の意思決定や、施設入所時の身元保証など、権利擁護の課題が増えてきている状況があることから、引き続き、成年後見制度等の利用促進に向けて周知を行う必要があります。

4-4 福祉サービスの質の向上

- 福祉分野の個別計画の進捗状況の把握、評価を図るとともに、令和元年度には「第2期朝来市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年度には「朝来市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」を策定しました。
- 運営推進会議等をとおして、サービス提供事業者からサービスの提供状況の報告を受けるとともに、必要に応じて助言を行っています。
- 引き続き、福祉分野の個別計画の推進状況の把握、評価を行うとともに、今後も、運営推進会議等へ参加し、よりよいサービスの提供に向けて取り組む必要があります。

4-5 ケアマネジメントの充実

- 地域ケア会議や個別支援会議を定期的を開催しています。
- ふくし相談支援課に地域包括支援センターと障害者基幹相談支援センターを併設するなど、関係機関との連携を進めています。
- ケアマネジャーや相談支援専門員に対して、連絡会議や個別支援会議を通じて支援を行い、ケアマネジメントの向上に努めています。複雑化する課題に対応できるよう、今後もケアマネジメントへの支援を継続することが重要となります。

基本目標5 地域福祉社会形成の基盤強化

5-1 公共施設の有効活用・充実

- 各地区において、民生委員・児童委員活動の一環として交流拠点づくりに努めています。
- 地域福祉活動の会議や活動などについて、公民館等、利用者が参加しやすい場所で実施しています。

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 地域福祉の推進課題

本計画の策定に向けて、統計データや各種アンケート調査の結果、関係団体等意向調査の結果、これまでの地域福祉に関する取組状況、国の動向等から、朝来市における地域福祉の推進にあたっての課題について整理しました。

1. 支援を必要とする人の増加と複雑化・多様化する課題への対応

人口減少、少子高齢化が進む中、支援が必要な人が地域で増加傾向にあります。そのうえ、地域の福祉課題は複雑化・多様化している状況があり、地域における相談窓口の中心となる民生委員・児童委員だけでは、課題に対応できないケースもみられます。地域のつながりが弱体化している中では、支援を求める人が潜在化してしまう可能性もあります。

支援を必要とする人を的確に把握し、迅速に適切な支援に結びつけることができるよう、地域と専門職、行政などの連携体制の構築が重要となります。加えて、制度のはざまの課題や分野横断的な支援が必要なものに対応できるよう、専門職間、行政間において分野にとられない柔軟な対応が求められます。

また、支援が必要でもなかなか相談には踏み込めない人もいることから、地域で気楽に話し合いや情報交換ができる場づくり、関係づくりを行っていくことも大切です。

2. 地域のつながりの強化と地域・地域福祉への関心の向上

地域課題は複雑化・多様化する一方で、地域のつながりは希薄化している傾向がみられます。特に若い世代では近所づきあいが希薄になる傾向もあり、今後さらに地域のつながりは弱くなることが予想されます。また、つながりの希薄化に伴って、地域福祉や地域への関心が低下し、地域を支える担い手の不足にもつながっています。

地域のつながりの強化や地域・地域福祉への関心の向上に向けては、あいさつや何気ない会話、近所での助け合いなどからはじまる、無理なく支え合うことのできる地域づくりが重要となります。そして、一人一人が支え手・受け手に分かれるのではなく、生きがいや役割をもち、個性と能力を発揮することで、地域の支え合いにもつながる仕組みづくりが必要です。

また、広がりつつある既存の地域のつどいの場を、障害のある人や若年性認知症のある人など、様々な人が参加できる場・機会にしていくことも重要です。

3. 地域活動への継続的な支援

支援を必要とする人は増加する一方で、福祉や地域活動の担い手が不足している状況があります。また、担い手が固定化・高齢化しており、担い手一人一人の負担感も増加しています。このことから、地域活動では、新たな担い手の確保・育成と既存の担い手への支援が喫緊の課題となっています。

新たな担い手の確保に向けては、活動の内容や意味、メリットなど、興味・関心をもってもらえるよう工夫した情報発信が必要となります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの団体が影響を受けている一方で、オンラインを活用した活動や会議の開催など、様々な工夫がなされています。今後もSNSなどの新しいツールを活用した新しい活動、情報発信の方法を検討することが考えられます。

既存の担い手への支援としては、活動のバックアップはもちろんのこと、場所や機会の確保なども重要となるほか、地域の複雑化・多様化する課題に対応するために、行政や専門職等の他団体・機関との連携を強化していくことが重要となります。

4. 安心・安全の確保に向けた対応の強化

地域福祉の推進にあたっては、その基盤となる日々の安心・安全の確保が必要不可欠となります。防災や災害時の対応を強化するためにも、支援を必要とする人の把握や連絡・支援の体制構築、安全・安心な避難所の確保等に向けて取り組む必要があります。

高齢化が進む中、ひとり暮らし高齢者世帯、認知症のある人も今後増加することが見込まれ、権利擁護支援に関するニーズが増加することが予想されます。一方で、成年後見制度に関する認知状況は十分とはいえないことから、制度の周知を促進する必要があります。

また、高齢者を狙った詐欺や若年者のインターネットでのトラブルについて、被害を防止するための啓発や情報発信、講座の開催を充実させていくことも求められます。

加えて、国のガイドラインにも示されているように、高齢者や障害のある人、児童に対する虐待やDVへの対応、自殺対策、再犯の防止など、分野横断的な取組が必要なものについて、様々な機関・団体と連携しながら取り組んでいく必要があります。

5. 情報発信の強化

支援を必要とする人に有効な情報を届けることや、地域や地域活動に興味を持ってもらうきっかけづくりとして、適切な媒体、内容での情報発信は重要となります。一方で、福祉に関する情報の周知が不足しているという意見もみられるほか、認知症に関する相談窓口や成年後見制度などについては、今後支援を必要とする可能性がある人でも認知は十分とはいえません。

各種調査結果をみると、ケーブルテレビや自主放送、広報紙、インターネットなどの多様な媒体での情報発信が必要であることがうかがえます。特に若い世代ではインターネットを利用する人が多いことから、積極的に活用していくことが求められます。

また、近年在住外国人が増えつつあることから、外国の人が暮らしに必要な情報を得られるよう、情報の多言語化などに取り組む必要があります。

2 基本理念

私たちのまち朝来市では、「人と人がつながり 幸せが循環するまち」をめざすべき将来像として、まちづくりを進めています。そして、将来像の実現に向けてまちづくりを進めていくうえで、どの分野においても常に意識すべき大切な視点である「市民一人一人が主役」、「人と人をつなぐ対話」、「未来へのまなざし」を「まちづくりを進めていくうえでの大切な考え方」として位置づけ、まちづくりに取り組んでいます。

第3期計画では『地域のふれあい・支え合いの中で、安心していきいきと暮らすことができるまち』を基本理念とし、取組を推進してきました。

しかしながら、少子高齢化の進展や暮らしの変化、それに伴う地域活動の担い手不足等が課題となる中では、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、一人一人が主役となっ
て、居場所や役割をもち、自分らしい生き方を実現していくことがより重要となっています。また、地域福祉は行政だけではなく、市民一人一人も含めた多様な主体が連携して取り組むものであることから、人と人のつながりは地域福祉の推進にあたっての基盤となります。

そのような背景や、第3次朝来市総合計画における将来像、考え方を踏まえ、本計画においては、基本理念を以下のように設定し、取組を推進していきます。

第4期朝来市地域福祉計画の基本理念

人と人がつながり、誰もが居場所や役割を持ち、
安心していきいきと暮らすことができるまち

3 基本目標と施策の方向

将来像と大切な考え方（第3次朝来市総合計画）

【将来像】

人と人がつながり 幸せが循環するまち ～対話で拓く朝来市の未来～

【まちづくりを進めていくうえでの大切な考え方】

「市民一人一人が主役」 「人と人をつなぐ対話」 「未来へのまなざし」

第4期朝来市地域福祉計画の基本理念

人と人がつながり、誰もが居場所や役割を持ち、
安心していきいきと暮らすことができるまち

基本目標 1
地域福祉への理解と参加の促進

〔施策の方向〕

- 1-1 啓発・広報活動の推進
- 1-2 福祉学習の推進
- 1-3 地域福祉を担う人材の発掘と育成

基本目標 2
支え合うことのできる地域づくり

〔施策の方向〕

- 2-1 交流活動の推進
- 2-2 福祉課題を話し合う場づくり
- 2-3 地域における見守り・支援体制づくり
- 2-4 ボランティア・NPO 活動等の推進
- 2-5 各種団体等の活動支援・ネットワークづくり
- 2-6 地域活動の拠点づくり

基本目標 3
包括的な支援体制の構築

〔施策の方向〕

- 3-1 支援を必要とする人の早期発見・対応の仕組みづくり
- 3-2 相談体制の充実
- 3-3 ケアマネジメントの充実

基本目標 4
安心・安全に暮らすことのできる地域づくり

〔施策の方向〕

- 4-1 情報を届ける仕組みの充実
- 4-2 権利擁護の推進
- 4-3 福祉サービス等の質の向上
- 4-4 住みやすい生活環境の整備
- 4-5 災害時等の支援体制の強化
- 4-6 防犯活動の推進

第4章 施策の展開

基本目標 1 地域福祉への理解と参加の促進

一人一人が様々な立場や価値観を互いに理解し合い、お互いを尊重し合うことは地域福祉の基礎となります。また、地域福祉の推進にあたっては、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、住民一人一人が地域社会の一員であるという意識をもつことが大切です。

少子高齢化の進展やライフスタイルの変化に伴って、地域のつながりの希薄化、地域福祉を担う人材の確保や育成・負担軽減が課題となる中、地域や地域福祉へ興味・関心をもち、「お互いさま」という意識で地域へ参画することがますます重要となっています。

このような状況を踏まえ、一人でも多くの人々が地域や地域福祉への関心をもち、参加への一歩を踏み出すことができるよう、啓発・広報活動や福祉学習の推進に取り組みます。

また、地域の担い手の負担感を減らし、新たな世代への橋渡しができるよう、地域福祉を担う人材の確保・育成に向けて取り組みます。

基本目標 1 でめざすまちの姿

- 地域には様々な立場、価値観をもった人がいることを理解し、互いに尊重し合えるまち
- より多くの人々が地域や地域福祉に興味をもち、地域活動や地域福祉の実践につなげられるまち
- 地域活動への支援を通じて、地域活動の担い手が楽しく活動できるまち

施策の方向

- 1-1 啓発・広報活動の推進
- 1-2 福祉学習の推進
- 1-3 地域福祉を担う人材の発掘と育成

1 — 1 啓発・広報活動の推進

地域や福祉に関する意識の向上に向けて、あらゆる世代・立場の市民に対する啓発・広報活動を推進します。

また、多様な機会・媒体を活用し、より効率的・効果的な啓発・広報活動に取り組みます。

行政の 担う役割	<ul style="list-style-type: none">● 広報紙やホームページ、ケーブルテレビ等、様々な媒体を活用した啓発情報を発信する。● 福祉意識を醸成する講演会や魅力あるイベント等を開催する。● 地域、関係機関、各種団体等の交流機会や協働活動の機会を積極的に創出する。
---------------------	--

社会福祉協議会 の担う役割	<ul style="list-style-type: none">● 広報紙やホームページ、啓発チラシ、SNS等の様々な媒体を活用した啓発情報を発信する。● 区または小学校区単位で地域課題への取組などを積極的に取り上げ、情報発信する。● 生活支援コーディネーターと区長、民生委員・児童委員等との結びつきを強くし、双方向の情報の流れをつくるよう取り組む。● 地域ごとの連絡会や協議の場を設定する。● 概ね地域自治協議会単位に地区社協を設ける。
--------------------------	---

市民や家庭に期待される役割	<ul style="list-style-type: none">● 行政、社会福祉協議会、関係機関・団体等が発信する情報への理解を深める。● 福祉講演会や福祉関連のイベント等に積極的に参加する。● 回覧や情報の伝達に協力する。
----------------------	---

地域・福祉関係者に期待される役割	<ul style="list-style-type: none">● 回覧や情報の伝達を積極的に行う。● ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯など、情報が入手しづらい人・世帯に対して積極的な情報提供を行う。● 福祉意識を取り入れた地域行事を開催する。● 活動を通じて、会員等や市民へ福祉意識を啓発する。
-------------------------	---

1 — 2 福祉学習の推進

学校教育や生涯学習など、あらゆる世代に向けて福祉学習を推進し、地域福祉の基礎となる人権や福祉の意識の醸成を図ります。

より多くの市民が学べるよう、より工夫した学習環境づくりやテーマ設定に取り組みます。

行政の 担う役割

- 市民への情報提供とともに、まちづくり出前講座の充実を図り、関係機関・団体等が実施する福祉学習を支援する。
- 学校での福祉教育の充実や子どもたちの社会奉仕活動、体験活動等の機会の充実に取り組む。
- 生涯学習センターでの講座等において魅力ある講座を提供するとともに開催時間や場所を工夫し、新たな受講生の参加を促進する。
- ホームページやケーブルテレビを活用した学習機会を提供する。
- 市民の学習した成果が、地域の福祉活動に活かされるような仕組みづくりを構築する。

社会福祉協議会 の担う役割

- 学校と地域とのつながりを意識した活動などを社会福祉協議会が提案し、学校と地域において特色ある取組や活動に助成する。
- 学校独自のボランティア体験教室などとも連携し、独自の体験教室に取り組む。
- 地域のボランティア（グループ）実践者を巻き込んだ企画・体験教室を実施する。
- 地域でボランティア活動を実践しているグループへの活動支援を行う。

市民や家庭に期待される役割

- 家庭内教育を推進する。
- 社会福祉協議会や行政が実施する福祉学習等に積極的に参加する。
- 学習したことを地域活動に活かす。

地域・福祉関係者に期待される役割

- P T A、家庭、地域が一体となった福祉教育に取り組む。
- 会員等や参加者の福祉学習の機会・場となるような活動を実施する。
- 地域、社会福祉協議会、行政が実施する福祉学習への支援を行う。

1 — 3 地域福祉を担う人材の発掘と育成

地域福祉の担い手の負担感の軽減に向けて、相談支援や情報提供、研修の実施などをおして活動の支援を行います。

また、新たな担い手の確保に向けて、活動の普及啓発を図るとともに、若い世代や興味があっても参加にまで至っていない人が参加しやすくなるようなきっかけづくり、環境づくりに取り組めます。

行政の 担う役割

- 広報紙等で各種団体の活動記事を掲載し、市民の理解と協力を求めるとともに、参加促進を図る。
- 民生委員・児童委員、福祉委員等の研修等を通じて、知識の向上と人材育成を進める。
- 福祉専門職の育成を進める。
- 関係団体・機関と連携して養成講座等を開催し、子育て支援ボランティアや認知症サポーター等の養成・活動支援に取り組む。
- 市民の学習した成果が、地域の福祉活動に活かされるような仕組みづくりを構築する。【再掲】
- 多様な人が、自分の興味関心や得意分野を活かして、地域活動に参加できる機会づくりを推進する。
- 市民活動を始める市民や団体に対して、活動を実施するための適切な支援を実施する。
- 健康福祉担当部署と社会教育・生涯学習担当部署との連携により、人づくり・地域づくり講座等を実施する。
- 自治会や地域自治協議会等に積極的に参画するなど、市民と一体となって地域活動に取り組む職員の育成・強化を図る。
- 社会福祉協議会の取り組む人材育成に関する取組について、適切な支援を実施する。

社会福祉協議会 の担う役割

- 地域ごとに地域福祉を担う人材に関する相談や意見交換を通じた課題の共有などを行う。
- 地域福祉活動の実践事例紹介等による啓発活動を推進する。
- 先進地域やグループの紹介・協働を推進する。
- 専門職ふれあい講師への登録や他の社会福祉法人へ協働の呼びかけを行う。
- 地域へ専門職や講師を派遣し、地域活動への支援を図る。
- 仕事を退職したシニア世代や、子育てを終えた人たちの「自分時間」を地域や福祉活動への時間に推奨し、生きがい・やりがいを生み出す仕組みづくりを進める。
- 高齢者施設や障害者施設等でのボランティア活動を一部有償化し、「生きがいサポーター」として登録・活動できる仕組みづくりを行う。

市民や家庭に期待される役割

- 民生委員・児童委員や区、地域自治協議会等の活動を理解し、その活動に協力する。
- 地域福祉に関する講座や研修会等に積極的に参加する。
- 退職者は、自らの生きがいづくりの一つとして地域福祉活動に積極的に参加する。
- 介護や子育て等の経験者は、その経験を活かし地域福祉活動に積極的に参加する。

地域・福祉関係者に期待される役割

- 住民に対し、地域福祉活動への参加を呼びかける。
- 団塊の世代や若者の力を地域活動に活用する。
- 地域住民が地域福祉活動に参加しやすいよう、情報提供の充実や雰囲気づくりに努める。
- 多様な人が活動に参加できるよう、様々な活動のメニューづくりを検討する。
- 活動の担い手や役員等の後継者となる人材の発掘・育成に取り組む。

基本目標 2 支え合うことのできる地域づくり

地域には、子どもから高齢者、障害のある人、外国人など、様々な人が暮らしています。そのような中、人と人がつながり、支え合うことのできる地域をつくっていくためには、世代や立場を超えた多様な出会い、交流を促進していく必要があります。

また、後期高齢者や認知症のある人などの増加が見込まれる中、地域において支援を必要とする人を把握し、見守り、適切な支援へのつなぐことができる体制づくりが重要となります。

しかしながら、地域への関心やつながりは希薄化している傾向があるとともに、地域で活動する団体等においては、担い手不足などの課題もみられます。

このような状況を踏まえ、地域の交流活動を推進するとともに、地域で福祉課題を話し合う場づくりや地域における支援体制の整備に向けて取り組みます。また、地域で活動する各種団体等の活動の継続・活性化に向けて、市民への活動内容の周知や、団体間でのネットワークづくり、スキルアップに向けた支援、地域活動の拠点づくりなどに取り組みます。

基本目標 2 でめざすまちの姿

- 地域で様々な世代・立場の人が交流できる機会・場があるまち
- 地域の身近なところで福祉課題について話し合う機会・場があるまち
- 様々な地域活動が活発に展開されているまち

施策の方向

- 2-1 交流活動の推進
- 2-2 福祉課題を話し合う場づくり
- 2-3 地域における見守り・支援体制づくり
- 2-4 ボランティア・NPO活動等の推進
- 2-5 各種団体等の活動支援・ネットワークづくり
- 2-6 地域活動の拠点づくり

2 — 1 交流活動の推進

世代や立場を超えた多様な出合いを促進できるよう、地域において、様々な交流の機会・場をつくれます。

交流の機会・場づくりにあたっては、障害のある人や高齢者、子どもなど、誰もが安心して参加できるような環境づくりに取り組みます。

行政の 担う役割	<ul style="list-style-type: none">● 広報紙等により交流機会についての情報提供を行う。● 学校等における世代間交流を継続して実施する。● 区行事や地域のつどいの場等へ子育て世帯や高齢者、障害のある人、認知症のある人など、様々な世代・立場の人の参加を促進する。● 障害の有無や年齢等に関わらず、すべての住民が参加できるよう環境づくりを行い、魅力あるイベントや行事を実施する。● 学校施設の開放や空き教室の活用、福祉施設の活用等の検討により交流の場を提供する。● 移住者や外国人など、その地域に新たに住み始める住民も地域の一員として安心して暮らせるよう、地域や人とのつながりづくりの場を設けるなどの支援を行う。
社会福祉協議会 の担う役割	<ul style="list-style-type: none">● 子どもから高齢者、障害のある人など、誰もが気軽に集い、交流できる機会・場づくりを促進する。● 備品貸出等により、地域や各種団体の行事を支援する。● 先駆的取組の紹介などをおして、地域活動の活発化に向けた情報提供を行う。● 生活支援コーディネーターを中心に、地区の福祉的課題の把握を地域の人と一緒に取り組む仕組みをつくり、地域の福祉活動を推進する。● 福祉団体と連携し、「一日食堂」「リサイクルの場の提供」などの活動を実施する。

市民や家庭に期待される役割

- あいさつ、声かけ運動を積極的に実施する。
- 地域に継承されている区の行事や地域のつどいの場、イベントや行事など様々な活動に参加する。
- 地域の防災・防犯活動や美化活動等に積極的に参加し、住民同士の交流を深める。

地域・福祉関係者に期待される役割

- 地域の郷土芸能や祭り等の保存・継承に努める。
- 地域自治協議会や区の行事、地域のつどいの場、イベントや行事等の充実を図り、様々な世代・立場の人の参加を促し、住民同士の交流活動を活発化する。
- 地域行事へ要援護高齢者や障害のある人の参加を促進するとともに、地域の高齢者と子どもたちとのふれあいを推進する。
- 地域の祭りや区行事等に積極的に参加し、地域住民と交流を深める。
- 他分野の人たちとの交流を活発化する。

2 — 2 福祉課題を話し合う場づくり

地域において住民が主体的に地域課題を把握、共有し、解決に向けて話し合うことができる場・機会づくりに取り組みます。

話し合う場・機会では情報提供を積極的に行うとともに、分野を超えた多様な主体が参画し、連携できるよう支援します。

行政の 担う役割	<ul style="list-style-type: none">● 地域への出前講座の実施等を通じて、地域や福祉などの市政に関する情報提供を積極的に行う。● 地域への出前講座等を通じて、地域の福祉課題の把握に努める。● 福祉に関する講演会や、生涯学習をとおして学びの場や体験の場づくりを行う。
---------------------	--

社会福祉協議会 の担う役割	<ul style="list-style-type: none">● 区の会議等に参加し、福祉課題に関する情報を提供する。● 地域ミニデイ活動における相談対応を強化する。● 区の役員や民生委員・児童委員、ボランティア活動者など、福祉関係者の意見交換の場をとおして、それぞれの立場や役割を理解し、協働を進める。● 市内外問わず、地域で活発に活動している「地域ミニデイ」の情報を収集し発信する。● 「地域応援助成事業」を活用し、地域において福祉活動を継続的に実施できるよう支援する。● 生活支援コーディネーター活動をとおして、地域住民同士で地域の困りごとや悩みごとなどを話し合う場「わが町井戸端会議」の開催を進める。
--------------------------	--

市民や家庭に期待される役割

- 家庭で福祉について話し合う機会を設ける。
- 区による福祉について話し合う場や社会福祉協議会が開催する福祉懇談会、行政の出前講座に参加する。

地域・福祉関係者に期待される役割

- 地域住民や関係団体等との連携のもと、区において福祉課題を話し合う場を設ける。
- 区が開催する福祉課題を話し合う場に参加する。
- 福祉課題を話し合う場において、情報提供等の支援を行う。

2 — 3 地域における見守り・支援体制づくり

地域において、支援を必要とする人が孤立せず、社会参加や必要な支援につながるよう、地域における見守り活動等を促進します。

また、支援を必要とする人が、迅速に適切な支援につながるよう、地域と関係団体・機関、行政との連携体制を構築します。

<p>行政の 担う役割</p>	<ul style="list-style-type: none">● 民生委員・児童委員、福祉委員、民生・児童協力委員への各種研修に実践的なプログラムを取り入れるなど、様々な研修を実施し、活動を支援する。● 民生委員・児童委員や地域自治協議会等の活動等をとおして、地域における見守り活動の充実を図る。● 認定こども園・保育園・子育て学習センター・学校と地域自治協議会や各種住民組織との日常的な交流・連携を図り、子どもの成長を地域で見守り、支援していく体制づくりを推進する。● 各種相談窓口の周知を図るとともに、日常から地域との連携を強化し、地域では解決が難しい課題等について、適切な支援を行う。● 福祉施設等の有する機能や人的資源の機能強化を促進するとともに、地域で活躍してもらえよう支援を行う。
<p>社会福祉協議会 の担う役割</p>	<ul style="list-style-type: none">● 地域の集まりや地域ミニデイ等、職員が積極的に地域に出かけ、地域の困りごとや悩みごとなど地域課題などの把握に努める。● 地域の支え合い活動を推進し、地域ごとに要支援者を把握する。● 民生委員・児童委員と連携を図り「要見守り世帯連絡表」の充実、更新を図る。● 配食サービス利用者、または市内在住の80歳以上のひとり暮らし高齢者を対象とした会員制の困りごと支援システムを広く周知し、必要な人が利用できるよう進める。● 生活支援コーディネーター、地域支援員活動をとおして要支援者の把握と関係機関のネットワーク化を通じた総合支援体制づくりを行う。

市民や家庭に期待される役割

- あいさつ、声かけ運動を積極的に実施する。(再掲)
- 地域の民生委員・児童委員等を把握し、近所に支援を必要としている人がいたら、民生委員・児童委員に連絡する等の対応を行う。
- 災害等の緊急時には、できる範囲で誘導や援助を行う。

地域・福祉関係者に期待される役割

- 関係者と連携し、支援を必要とする人の把握活動を実践する。
- 緊急時における連携体制及び平常時の見守り体制について、地域の福祉関係者を交えた協議を実施する。
- 個人情報の管理者は、個人情報の保護に配慮する。
- 地域自治協議会や区等と連携した地域活動を実施する。
- 施設等の有する機能や人的資源を活かし、地域のネットワークづくりに協力する。

2 — 4 ボランティア・NPO 活動等の推進

様々な媒体や機会を活用し、ボランティアやNPO等に関する情報発信を行い、より多くの人が活動に関心を持ち、参加できるよう取り組みます。

また、ボランティアやNPO等が活動しやすい環境づくりを支援し、活動の充実を図ります。

行政の 担う役割	<ul style="list-style-type: none">● 広報紙等で各種団体の活動記事を掲載し、市民の理解を求めるとともに、参加促進を図る。【再掲】● 社会福祉協議会と連携し、様々な行事や事業へのボランティアの活用を図る。● ボランティアやNPOが積極的に活動できる環境整備を推進するとともに、周知を行う等活動支援の充実を図る。● NPO法人の高い専門性に応えるため、県と連携し、情報提供や相談支援など、活動を支援する。
-------------	--

社会福祉協議会 の担う役割	<ul style="list-style-type: none">● ボランティア活動をしたい人を支援が必要な人にスムーズにつながるため、ボランティア市民活動センターにおける相談窓口やコーディネート機能の強化を図る。● 教育、環境、防災、健康づくりなど、幅広い分野の人材を養成するボランティアの育成プログラムを整備するとともに、体験学習やリーダー養成を強化する。● 広報紙やメール、SNS等を活用し、新しく立ち上げられたグループの活動の紹介や地域ミニデイ、ボランティア活動グループの様子を伝える。
------------------	---

市民や家庭に期待される役割

- ボランティア活動への理解を深めるとともに、ボランティアの体験実習や養成講座に参加する。
- 仲間同士で気軽にできる範囲の活動を実践する。
- ボランティア市民活動センターを積極的に活用し、支援者や協力者として登録する。

地域・福祉関係者に期待される役割

- 地域行事でのボランティアの活用を図り、地域におけるボランティア活動につなげる。
- 男性や若年層など、ボランティア活動に関心の薄いといわれる層に、活動への参加や協力を働きかける。
- 行事や団体活動におけるボランティアとの連携を強化する。
- ボランティア団体同士の連携を強化し、合同での活動や新たなグループの結成、情報発信など、活動の幅を広げる。

2 — 5 各種団体等の活動支援・ネットワークづくり

地域福祉活動を担う各種団体の活動について、市民への周知等の活動支援を行うとともに、各種団体が連携できるよう、交流の促進やネットワークの構築に取り組みます。

行政の 担う役割

- 広報紙等で各種団体の活動記事を掲載し、市民の理解を求めるとともに、参加促進を図る。【再掲】
- 社会福祉協議会との連携のもと、各種団体等との連絡会議や懇談会等を開催し、団体相互の交流を促進する。
- 各種団体の連携を図り、ネットワークを構築するとともに、きめ細かな支援等により、活動の活性化を図る。
- 各種団体等が、新しい生活様式に対応した活動ができるよう、状況に応じた活動の支援、適切な情報提供等を行う。

社会福祉協議会 の担う役割

- ボランティアや地域福祉活動の実践グループなど、地域で活動している組織と各種団体等の連絡調整を行うコーディネート機能を充実する。
- NPO、ボランティアによる多文化共生の取組を支援する。

市民や家庭に期待される役割

- 区や各種団体への理解を深め、参加する。
- 地域の区長や民生委員・児童委員等を把握する。

地域・福祉関係者に期待される役割

- 区活動を掲示板等で紹介するなど、積極的な情報発信を行い、地域住民への理解促進と参加を呼びかける。
- 参加しやすい日時や体制、魅力ある活動内容等により、自主防災組織や子ども会、婦人会、老人クラブなど、地域組織への加入促進を図る。
- 活動内容の充実や情報発信による会員等の増加に努めるとともに、社会福祉協議会等が実施する研修に参加する。
- 福祉関係機関や団体、地域との交流を深め、ネットワークを構築する。
- 団体の活動内容や組織の在り方を工夫するなど、新たな発想を取り入れた魅力ある団体づくりと運営に努める。

2 — 6 地域活動の拠点づくり

地域活動がより良い環境で活動できるよう、公共施設や各種施設等の空きスペースなどの有効活用を図り、地域活動の拠点づくりを推進します。

行政の 担う役割

- 関係機関の連携による施設間における役割等の調整を行い、既存施設の有効活用を図る。
- サロン活動のように、誰もが気軽に交流し、支え合い活動を行う交流拠点づくりに努める。
- 地域の公共施設が地域福祉活動の拠点として気軽に利用できるよう、利用要件の緩和や利用についてのニーズ把握を行う。
- 広く市民に対し、活動拠点の情報提供を行う。

社会福祉協議会 の担う役割

- 地域の公民館に限らず、地域の人々が集まる場所などを把握し、地域の人々が気軽に集まり、情報交換や交流ができる場として活用する。
- 地域のつどいの場等として利用できるスペースについて、場所の活用を呼びかけ、活用を支援していく。
- 「地域ミニデイ」「ぷちサロン」「わが町食堂事業」等を地域の拠点として活用を検討する。

市民や家庭に期待される役割

- 公共施設を積極的に利用する。
- 交流の場やつどいの場等を積極的に利用する。

地域・福祉関係者に期待される役割

- 地域で管理する施設の有効活用を図る。
- 公共施設を積極的に利用する。
- 交流の場やつどいの場等を積極的に利用する。
- 地域の既存施設の安全性確保と適正な管理・運営に努める。

基本目標 3 包括的な支援体制の構築

少子高齢化等の社会の変化に伴い、複雑化・多様化する課題や制度のはざまの問題が顕在化するなど、地域の課題は深刻化している状況があります。

そのような中では、地域や関係団体・機関等と連携し、地域の課題を包括的に受け止め、支援する体制づくりが重要となります。体制づくりにあたっては、地域で把握した課題を地域で解決することが難しく、専門的な支援が必要な場合に、適切な支援関係機関につなぐ仕組みづくりが求められます。また、分野を超えた連携を強化し、包括的な支援体制を構築していく必要があります。

このような状況を踏まえ、地域での身近な相談を受け止める場を充実させるとともに、そこから適切な支援へとつなぐことができる仕組みづくりに取り組み、支援を必要とする人の早期発見・早期対応につなげます。

また、相談窓口の周知啓発や分野を横断した相談支援に取り組み、相談支援の充実を図ります。

基本目標 3 でめざすまちの姿

- 支援を必要とする人が、迅速に適切な支援につながるまち
- 困ったときの相談先がすぐに見つかるまち
- 困りごとを安心して相談できるまち

施策の方向

- 3-1 支援を必要とする人の早期発見・対応の仕組みづくり
- 3-2 相談体制の充実
- 3-3 ケアマネジメントの充実

3 — 1 支援を必要とする人の早期発見・対応の仕組みづくり

相談窓口の周知や会議等での情報共有、訪問活動の実施等をとおして、支援を必要とする人が早期に相談につながるよう取り組みます。

地域で受け止めることが難しいケースについて、迅速に適切な支援へ結びつけられるよう、地域や関係団体・機関との連携を図ります。

行政の 担う役割	<ul style="list-style-type: none">● 支援が必要な人を早期に発見し、適切にサービスにつなぐことができるよう、相談窓口の周知等を図るとともに、地域や関係機関等と連携した支援体制の構築を図る。● 庁内の関係各課、関係機関、地域等と連携し、制度のはざままでサービスが受けられない人について、分野を超えた切れ目のない支援策を検討する。● 児童や高齢者、障害のある人への虐待や DV を防止するため、関係機関と連携して虐待、DV の防止対策を推進するとともに、早期発見と適切な支援や保護を図る。● 広報紙やチラシ、各種会議等の多様な機会・場を活用して、虐待防止や自殺防止等の啓発を推進する。● 健康やこころの相談窓口の充実を図る。● 要支援者世帯に対し、自立に向けた支援や訪問活動、相談支援等の適切な支援に努める。● 生活困窮状態から脱却するための就労相談やプラン作成などにより、生活困窮者の自立や生活の改善につなげる。
社会福祉協議会 の担う役割	<ul style="list-style-type: none">● 多職種連携を図り、制度では支援できない人を支援する。● 総合相談などの体制を充実させ、制度はもとより制度外などの支援を一元的に提供するよう取り組む。● 生活支援コーディネーターを中心に、市と連携した定期的な会議等を開催し、情報共有や意見交換を実施する。

市民や家庭に期待される役割

- 近所で困っている人がいたら、積極的に声かけをし、必要に応じて民生委員・児童委員等に連絡する等の対応を行う。
- ひとり暮らし高齢者や子育て世帯を温かく見守り、ちょっとしたことの手伝い等を行う。

地域・福祉関係者に期待される役割

- 地域ぐるみの声かけや見守り活動を推進し、要支援者の早期発見に努める。
- 日常の困りごとに対して、地域でできることは地域ぐるみで助け合う。
- ひきこもりになりがちなひとり暮らし高齢者等に対して、積極的に訪問活動を行う。
- 民生委員・児童委員は、活動をとおして、問題を抱えている人やサービスの利用に結びついていない人を発見し、市や関係機関につなげる。

3 — 2 相談体制の充実

多様な媒体・機会を活用し、相談窓口の周知啓発に努めるとともに、利用者が安心して相談できるよう、相談機能の充実や相談に携わる職員のスキルアップを図ります。

行政の 担う役割

- 各種相談窓口の周知徹底と市民への相談窓口の利用を呼びかける。
- 利用者が使いやすい窓口機能の充実を図る。
- 情報収集や専門機関との連携を強化し、相談内容の充実に努めるとともに、個人情報の保護に留意しながら社会福祉協議会や関係機関等との相談内容の共有による迅速な支援の展開につなげる。
- 民生委員・児童委員、福祉委員、民生・児童協力委員、障害者相談員など、地域で相談活動にあたる関係団体等との連携を密にし、情報の共有化を推進する。
- 虐待（児童・高齢者・障害者）、DV、子育て、介護、障害、介護予防、健康づくりなど、多岐にわたる福祉課題に対応した相談や支援に対応できる体制整備と情報の共有化を推進する。
- すべての相談窓口や相談事業等を一覧表に整理し、ホームページ等に掲載する。
- 「生きるかがやきプラン(朝来市自殺対策計画)」に基づき、自殺リスクを抱えた人に対し、適切な対応ができるよう取り組む。
- 様々な相談に対し、適切できめ細かな対応ができるよう、研修等を通じて相談員の資質や専門性の向上、並びに人材の確保に努める。

社会福祉協議会 の担う役割

- 区、地域自治協議会、各種団体との連携を深め、情報共有を図る。
- 総合的に相談が受けられる体制を整備するとともに、メールでの相談支援等、より相談しやすい環境づくりに努める。
- 職員による地域支援体制の充実を図り、地域の身近な相談員としての機能を充実する。
- 関係機関と連携し、情報を共有することによつて的確な相談対応を目指す。

市民や家庭に期待される役割

- 市や関係機関等の広報紙・ホームページ等を活用して、相談窓口や相談事業を把握する。
- 社会福祉協議会や行政が実施する福祉学習等に参加する。
- 困りごとや不安なことなどは抱え込まずに、相談窓口や民生委員・児童委員、福祉委員、社会福祉協議会等に気軽に相談する。

地域・福祉関係者に期待される役割

- 相談窓口の連絡先等を把握するとともに、福祉について話し合う機会をつくる。
- 民生委員・児童委員、福祉委員、民生・児童協力委員による地域活動やボランティア活動への支援とともに、身近な地域で福祉について気軽に相談できる人材を増やし、地域で解決できる体制づくりを進める。
- 民生委員・児童委員、福祉委員、民生・児童協力委員、障害者相談員による地域活動を推進する。
- 会員等が相互に情報交換等を進めるとともに、行政や関係機関が実施する研修等に積極的に参加し、相談体制の充実を図る。
- 施設の24時間機能を活用し、いつでも相談が受けられる基盤をつくる。

3 — 3 ケアマネジメントの充実

包括的な支援体制の構築に向けて、ケアマネジメントの充実を図るとともに、介護のみならず、他分野でのケアマネジメント制度の導入を検討します。

行政の 担う役割	<ul style="list-style-type: none">● 地域ケア会議、個別支援会議を定期的を開催し、高齢者や障害のある人が個々の状態に応じた適切なサービスが受けられるよう総合調整を実施する。● 地域包括支援センターを核とした総合相談体制の充実を図るとともに、関係機関等が連携した見守りや支え合い等のネットワーク化を図る。● ケアマネジメントの質の向上を図るため、サービス提供事業者との連携会議やケアプラン事例検討会等を開催し、県及び事業者とも連携を図りながらケアマネジャー等に対する支援及び資質の向上に努める。● 保健・医療・就労・教育等の分野も視野に入れたケアマネジメント制度の導入を検討する。
-------------	---

社会福祉協議会 の担う役割	<ul style="list-style-type: none">● 介護予防マネジメントの体制強化等に引き続き協力するとともに、関係機関と連携しながら効果的な事業の実施を検討する。● 行政等と連携して、連絡会議や研修会を開催し、情報を共有しつつ、地域の福祉ニーズへの対応を図る。● 内部でサービス調整に向けた連携会議などを開催し、総合的な支援を行う。● 地域包括ケアシステム体制の確立に向けての生活支援コーディネーター活動を展開する。
------------------	--

地域・福祉関係者に期待される役割

- サービス提供事業者は研修を積極的に実施するなど、スタッフの資質向上を図る。
- 行政との連携を密にし、市におけるケアマネジメント体制の強化に協力する。

基本目標 4 安心・安全に暮らすことのできる地域づくり

必要なときに適切な福祉サービスを受けられることや、暮らしに必要な情報を手に入れられる環境づくりは、地域福祉の推進にあたっての基盤となります。

近年では、後期高齢者や認知症のある人の増加等に伴い、権利擁護のニーズが高まっている傾向があるほか、インターネット上でのトラブルや高齢者等への詐欺被害など、日々の暮らしの安全性を脅かす問題への対応も課題となっています。

また、誰もが暮らしやすいまちの実現に向けては、移動手段の確保や施設のバリアフリー化など、ハード面での環境づくりも必須となります。

さらに、日常時だけでなく、災害時や緊急時に支援を必要とする人が安心して避難できるよう、地域と連携した支援体制を確立していく必要があります。

このような状況を踏まえ、障害のある人や外国人も含め、誰もが必要な情報やサービスに結びつくよう、情報発信の充実を図るとともに、権利擁護の充実や防犯活動の推進、災害時の支援体制の充実、ハード面の整備を図り、誰がどのような状況になっても、安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組みます。

基本目標 4 でめざすまちの姿

- 誰もが必要な情報を得られるまち
- 誰もが必要な支援やサービスを安心して受けられるまち
- 誰もが移動や住まいに困らず、安心して暮らせるまち
- 災害時に助け合える仕組みや安心して避難できる場所が整っているまち
- 犯罪等に巻き込まれることなく、安全に暮らせるまち

施策の方向

- 4-1 情報を届ける仕組みの充実
- 4-2 権利擁護の推進
- 4-3 福祉サービス等の質の向上
- 4-4 住みやすい生活環境の整備
- 4-5 災害時等の支援体制の強化
- 4-6 防犯活動の推進

4 — 1 情報を届ける仕組みの充実

暮らしに必要な情報が的確に市民に伝わるよう、多様な媒体・機会を活用した情報発信に取り組みます。

また、外国人や障害のある人など、誰もが必要な情報を得られるよう情報発信の方法を検討・工夫します。

行政の 担う役割	<ul style="list-style-type: none">● 広報紙やホームページの情報内容の充実を図るとともにケーブルテレビ、SNSなどの活用やICTの推進を図り、多様な方法による情報提供を進める。● 在住外国人が必要とする情報の把握に努め、暮らしに必要な情報を適切に入手できるよう、多言語による情報発信を行う。● 障害のある人が必要な情報を適切に入手できるよう、点字化や音声化、手話など、情報の提供にあたっては、多様な障害の特性に応じた配慮を行う。● 社会福祉協議会や関係機関、団体、事業者等と連携を密にし、情報提供や情報の交換、共有化を推進する。● 個人情報をも有効に活用するためのルールづくりについて検討する。● 情報の取得が困難な人に確実に情報を提供するため、直接顔を合わせる対面式による情報提供を行う。
社会福祉協議会 の担う役割	<ul style="list-style-type: none">● 広報紙やメール、SNS等を活用し、新しく立ち上げられたグループの活動の紹介や地域ミニデイ、ボランティア活動グループの様子を伝える。【再掲】● ホームページのブログでもグループの活動を紹介する。● 行政との情報提供に関する役割分担のもと、多様な媒体を活用し、分かりやすく的確な情報の提供を実施する。● 地域の「ミニデイ」や「ぷちサロン」開催時に訪問し、地域情報の把握とともに情報提供を充実する。● 行政、関係機関・団体等と連携し、情報を共有するなど双方向に情報が流れるような仕組みをつくる。

市民や家庭に期待される役割

- 行政、社会福祉協議会、関係機関・団体等が発信する情報への理解を深めるとともに、積極的に活用していく。
- 自分がほしい情報を情報提供機関に依頼する。
- 出前講座や講習会等に積極的に参加する。

地域・福祉関係者に期待される役割

- ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、障害のある人、母子・父子家庭など、情報が入手しづらい人への支援に取り組む。
- 回覧、広報紙配布等の情報伝達に協力する。
- 住民同士の声かけやあいさつをとおして、隣近所の情報をお互いに共有する。
- 民生委員・児童委員、福祉委員、民生・児童協力委員、区長の間で情報共有を進める。

4 — 2 権利擁護の推進

差別のない社会の実現に向けて、市民意識の醸成に取り組むとともに、権利擁護に関する制度等の周知を図ります。

行政の 担う役割

- あらゆる差別や偏見を許すことなく、市民一人一人がともに幸せに暮らすことのできる共生社会の実現に向けて市民意識の醸成に努める。
- 障害者差別の他、あらゆる差別の解消に向け、社会や生活の中にある様々なバリア（事物・制度・慣行・観念）を取り除くよう努めるとともに、差別の解消に向けて啓発を行う。
- 地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センターにおいて、認知症高齢者や障害のある人等を対象とした権利擁護事業を展開し、地域で安心して暮らせるよう支援を行う。
- 広報紙等の活用による成年後見制度利用支援事業の周知徹底と利用促進を図る。
- 日常生活自立支援事業の周知徹底と利用促進を図るとともに、利用料の一部を助成する。

社会福祉協議会 の担う役割

- 広報紙やホームページだけでなく、あらゆる機会での日常生活自立支援事業の利用促進に向けた周知を行う。
- 専門員や生活支援員の資質向上により、日常生活自立支援事業の実施体制を強化し、相談支援の充実に努める。

市民や家庭に期待される役割

- 制度や事業への理解を深める。
- 必要に応じて制度や事業を利用する。

地域・福祉関係者に期待される役割

- 行政や社会福祉協議会との連携を図りながら、地域住民への情報提供を行う。
- 民生委員・児童委員は、制度を必要とする対象者の把握や対象者への情報提供を行う。

4 — 3 福祉サービス等の質の向上

福祉サービス等を必要とする人が安心して利用できるよう、各分野の事業計画と連携し、サービスの質の向上に取り組みます。

行政の 担う役割

- 子ども・子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に基づく福祉サービスの基盤整備や関連施策を推進するとともに、各計画の達成状況の評価を実施する。
- サービス提供事業者との定例会等を開催し、情報の交換や提供など、連携体制の確保に努めつつ、サービス提供事業者への指導やサービス基盤を確保する。
- 県が実施する福祉サービス第三者評価制度の受審をサービス提供事業者に促進するとともに、地域自立支援協議会の体制や機能等にあわせて、朝来市における第三者評価の体制づくりを検討する。
- 福祉サービスを必要とする人やその家族が、適切なサービスを選択し、利用できるよう、多様な媒体を活用した効果的な情報提供を図る。
- 福祉サービス利用者の立場に立った苦情解決の仕組みや第三者評価事業の仕組みについて、広報紙等において市民に周知する。
- 医療機関と連携し、包括的な地域医療体制の構築を図るとともに、市民の医療ニーズに対応した医療サービスの提供に努める。

社会福祉協議会 の担う役割

- 市民の福祉ニーズを把握し、必要なサービスの開発や関係機関との協働による事業等に取り組む。
- サービス提供事業者として、サービス内容等の情報公開に努めるとともに、県が実施する福祉サービス第三者評価制度の受審によるサービスの質の向上に取り組む。
- 今後必要と思われる事業の研究・開発に取り組む。
- 食の確保に向けた食材及び食事提供サービスなど、どのように取り組むのか、その方法を検討する。

市民や家庭に期待される役割

- サービス内容の理解を深める。
- サービス提供事業者や行政等に、サービスについての意見や要望を伝える。

地域・福祉関係者に期待される役割

- 関係団体・機関等との連携を図りながら、地域で必要な活動やサービスの創出に取り組む。
- サービス提供事業者は、サービス内容等の情報公開に努めるとともに、県が実施する福祉サービス第三者評価制度の受審によるサービスの質の向上に取り組む。
- サービス提供事業者は、苦情相談窓口を設置し、苦情の適正な解決に努めるとともに、研修等による技術の向上と職員の意識啓発を図る。

4 — 4 住みやすい生活環境の整備

誰もが安心して生活できるよう、移動手段の確保に向けて取り組むとともに、施設のバリアフリー化や交通安全施設の整備、居住環境の整備などに取り組みます。

行政の 担う役割

- 高齢者等優待乗車カード「あこか」の販売を行う。
- 外出支援サービス事業の提供に努める。
- 市や NPO 法人等による自家用有償旅客運送や、乗り合いタクシー等、新たな移動手段の導入を検討する。
- 障害のある人の社会参加を推進するため、タクシーを利用した外出支援を行う。
- 地域住民、交通事業者等の関係者が協力し、地域主体の自主運行を含めて、地域ぐるみで生活交通を守る方策を検討する。
- 必要な箇所においてカーブミラー、ガードレール、視覚障害者誘導ブロック、視覚障害者用付加装置付信号機の設置など、交通安全施設の整備・充実を図る。
- 鉄道駅舎のバリアフリー化やバス停留所の改良、低床バスの導入促進など、関係機関との連携による公共交通機関を利用しやすい環境づくりを推進する。
- 安全で安心して暮らせる居住環境を提供できるよう、市営住宅改修等の住宅整備や、定住促進住宅の適切な維持管理・整備を行う。

社会福祉協議会 の担う役割

- 広報紙やホームページなどを活用し、外出や移動支援に関する情報を周知する。
- 外出や移動に支援が必要な人にボランティアの調整を行い、支援を継続する。

市民や家庭に期待される役割

- 子ども連れや高齢者、障害のある人等、困っている人がいたら支援する。
- 自転車や自動車の安全運転を心がける。
- 移動支援ボランティアや関係機関・団体等が実施する交通安全教室等に参加する。
- 地域住民は、生活交通を守るため、よりよい地域公共交通の体系づくりと協力するとともに利用促進に努める。

地域・福祉関係者に期待される役割

- 地域内で道路の危険箇所や不便な施設など、介助等の支援が必要な場所の把握・点検を行い、地域で可能な改善に取り組む。
- 関係機関や団体等が実施する交通安全教室等の開催に協力する。
- 地域ぐるみでの道路の清掃に努め、歩きやすい歩行環境を創出する。
- 交通安全教室の開催等による交通安全に関する周知に努める。

4 — 5 災害時等の支援体制の強化

災害時や緊急時の対応について、各種情報やマニュアルを活用し、市民の防災意識を高めます。

また、支援を必要とする人が安全に避難できるよう、地域での支援体制の構築に取り組むとともに、福祉避難所の確保等、避難場所の確保・充実に取り組めます。

行政の 担う役割

- ホームページの防災情報や避難マニュアル等を活用し、広く市民に自主防災の重要性を周知する。
- 障害のある人や在住外国人等、災害情報が伝わりにくい恐れのある人に対して、災害時に適切な情報が伝達できるよう体制を整備する。
- 自主防災組織の活動を支援するとともに、防災委員の育成及び指導を推進する。
- 消防団、自主防災組織、区、地域自治協議会、福祉関係者、地域住民等の平時からの防災・減災のための活動に協力するとともに、避難行動要支援者への支援体制づくりを推進する。
- 避難行動要支援者名簿の適切な管理を行う。
- 個別支援計画策定に向けた取組を行う地域に対して支援を行う。
- 安全な避難所の代替え施設の選定や、地域と連携した柔軟な避難所開設の検討など、地域の実情に応じた避難方法の検討・共有を進める。
- 避難行動要支援者の把握を行うとともに福祉施設との連携・協力により、避難行動要支援者に対応した福祉避難所の確保に努める。
- 保健・福祉・医療関係者との連携のもと、災害時における高齢者や障害のある人の避難生活に備えて、避難場所への医療関係者や介護スタッフの派遣など、避難後のケアに関するマンパワーの確保に努める。
- 二次救急、三次救急施設の充実及び連携を図るとともに、救急告知医療機関である市内公立病院の機能強化のほか、三次救急医療を担う兵庫県但馬救急センター（公立豊岡病院併設）などの救急機能の充実と連携を図る。

社会福祉協議会 の担う役割

- 災害救援マニュアルの見直しや備品の確認等、状況に応じて災害時の対策を進めるとともに、災害時における近隣の社会福祉協議会との連携体制を確保する。
- 広報紙やホームページを活用して、災害時の支援ボランティアを募集する。

市民や家庭に期待される役割

- 地域が行う防災訓練や災害ボランティアに参加する。
- 避難行動要支援者の把握への理解を深め、協力する。
- 災害時の避難経路・避難場所を確認しておく。
- 防災に対する関心を高め、応急手当や初期消火等の講習に積極的に参加する。
- 災害時の非常持ち出し品の準備をしておく。

地域・福祉関係者に期待される役割

- 消防団、自主防災組織、区、地域自治協議会、福祉関係者、地域住民等による連携体制を強化する。
- 地域における防災訓練等の充実を図るとともに、避難行動要支援者を含めた福祉マップを作成する。
- 避難行動要支援者の個別支援計画策定に向けた検討を行う。
- 地域のひとり暮らし高齢者や障害のある人等に対し、「避難行動要支援者名簿」への登録を促す。
- 区長や民生委員・児童委員は、地域内で避難行動要支援者の情報を共有しておく。
- 地域における避難訓練の実施に努める。
- 災害情報等の地域における伝達体制の整備を図る。
- 地域における自主防災活動へ参加するとともに、会員等が相互の連携体制を確保する。
- 福祉施設等は災害時の緊急入所体制の確保に努める。
- 福祉施設等における避難マニュアル等を作成し、万全な避難誘導體制を構築しておく。

4 — 6 防犯活動の推進

様々な媒体・機会を活用し、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域と連携した防犯活動等に取り組み、犯罪被害の防止を図ります。

また、インターネットの普及等、社会の変化に応じて発生するトラブル等の防止に向けて、啓発や講習会の実施等に取り組みます。

行政の 担う役割

- 広報紙や行事等による防犯意識の高揚に向けた啓発を図る。
- 地域自治協議会や各区の防犯グループ等の自主的な活動組織の育成強化を図り、子どもたちの見守り活動等の地域防犯活動を支援する。
- 特殊詐欺等の被害に遭いやすい高齢者等を対象に、警察の協力により防犯教室を実施する。
- 朝来防犯協会の取組を支援するとともに、各種啓発等を実施する。
- 地域住民の協力による登下校時の子どもたちの見守り活動を推進するとともに、警察等関係機関と連携し通学路の安全点検を行う。
- 公園、道路等の適正な維持・管理など犯罪の発生しにくい環境づくりを推進する。
- 携帯電話やスマートフォンなどインターネットを使用した悪質な犯罪に対処する講習会や消費者トラブルに関する勉強会の開催を支援・実施する。

社会福祉協議会 の担う役割

- 特殊詐欺等の被害防止に向け、各種の媒体を使用し情報提供に努める。
- 関係機関との協力のもと、情報収集やひとり暮らし高齢者宅等への訪問時に啓発を行う。

市民や家庭に期待される役割

- 家庭で防犯についての話し合いを行う。
- 声かけ運動や地域における防犯パトロール活動に参加する。
- 日頃から近隣同士のあいさつや声かけを行う。
- 悪質な訪問販売や振り込め詐欺等の被害に遭わないように注意する。

地域・福祉関係者に期待される役割

- 地域住民・区・地域自治協議会・関係団体・学校・警察等が連携した防犯パトロール活動を実施する。
- 隣近所の見守りや地域における福祉活動を推進する。
- 地域ぐるみで、ひとり暮らし高齢者の見守りを行う。
- 防犯につながる情報を警察署等から収集し、地域で情報の共有化を図る。
- 地域における防犯パトロール活動に協力する。
- 区や地域自治協議会、老人クラブ等は、特殊詐欺等の様々な犯罪防止に関する啓発に取り組む。
- 高齢者等が悪質な訪問販売の被害者とならない地域づくりに努める。

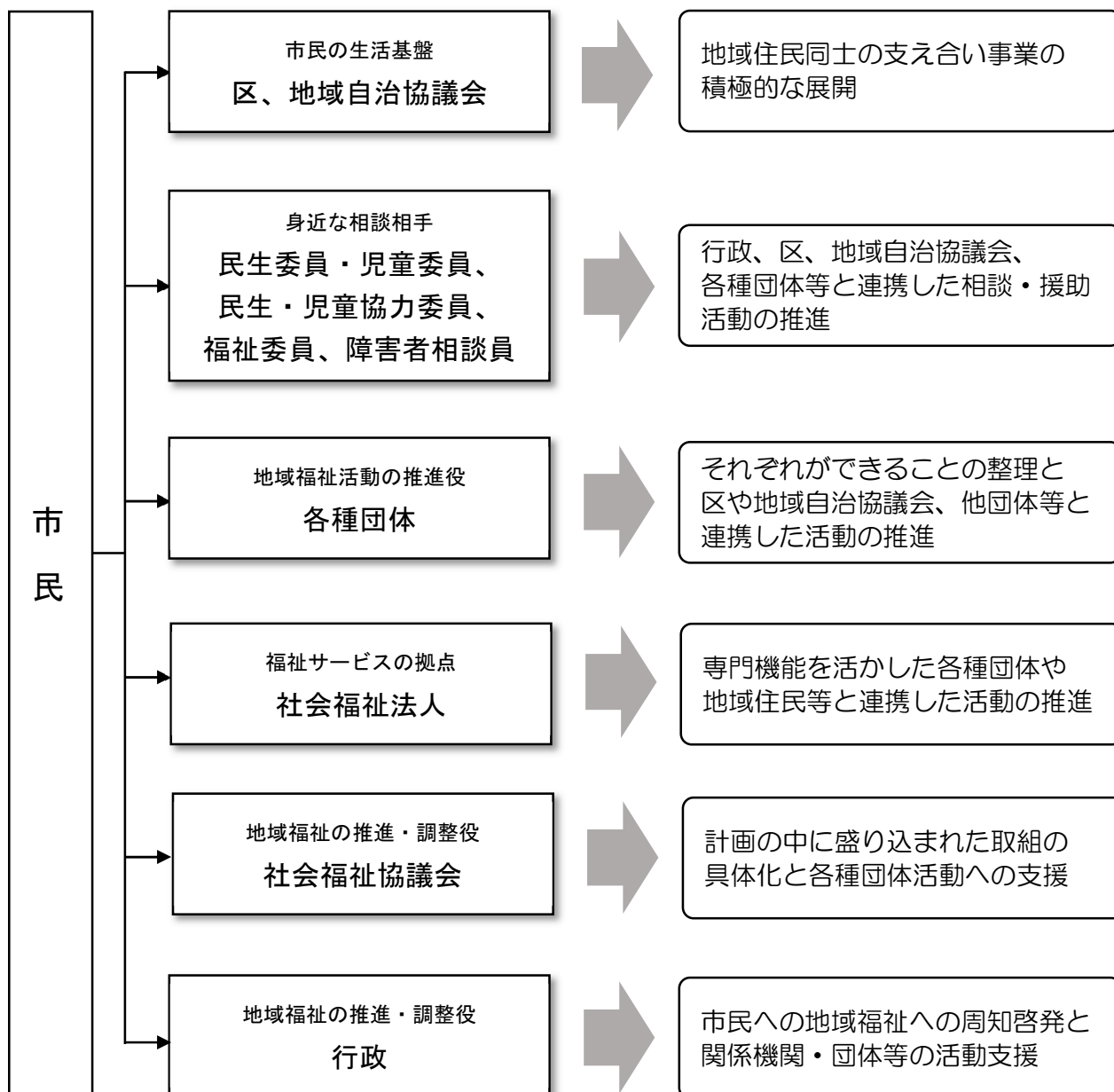
第 5 章 計画の推進

1 各主体の地域福祉への積極的な参加

本計画は、計画の基本理念である『人と人がつながり、誰もが居場所や役割を持ち、安心していきいきと暮らすことができるまち』の実現を目指して、市民と行政、民間の福祉サービス事業者等が協働で取り組むものです。

市民一人一人が地域のことに関心を持ち、地域福祉の活動に積極的に参加していくことが求められます。

また、計画の策定に参加した団体をはじめ、地域で活動している各種団体、関係機関そして行政が、計画の中に盛り込まれた施策の方向ごとにある「推進方向」や「推進に向けて各主体が担う役割」を踏まえて、地域福祉の活動を積極的に実践していくことが必要です。



2 地域福祉の推進・調整役

2-1 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、本計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉を推進する中核として位置づけられています。

朝来市社会福祉協議会は、地域の様々な団体で構成され、地域住民の主体的な参加により、福祉のまちづくり活動を推進しています。

また、令和3年度から令和7年度までの地域福祉ビジョンである『第3次朝来市地域福祉推進計画』を策定し、「仕組み・仕掛けづくりを進める」「人づくり・地域づくりを進める」「仲間づくりを進める」の3つの目標に向けて、地域に密着した様々な事業や活動を実施しています。

さらに、行政からの公的な福祉事業を積極的に受託するなど、公共性の高い活動を実施しています。

今後も、朝来市と社会福祉協議会が連携しながら、同じ目標に向かって本計画に基づく各施策について推進していきます。

※社会福祉協議会（社会福祉法第109条から抜粋）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、……（以下 省略）

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

※地域福祉推進計画

社会福祉協議会が策定する地域福祉の実践計画です。行政計画である「地域福祉計画」を踏まえ、社会福祉協議会が軸となる地域福祉活動について、体系的かつ年度ごとに展開方法・内容等を取りまとめるものです。

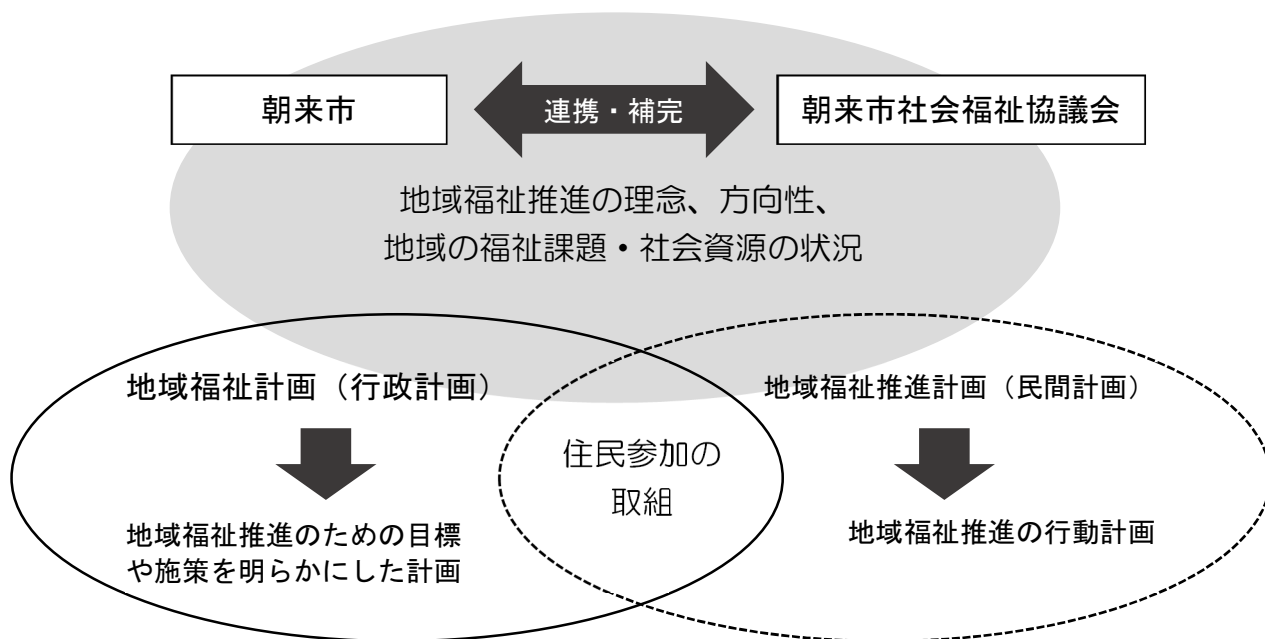
2 - 2 行政機関

地域福祉を実践する際に重要な役割を担うのは、市民や関係団体等の自主的な取組ですが、その自主性の発揮を様々なかたちで支援する意味で、推進・調整役として行政機関の機能が重要と考えます。

このため、行政機関は関係機関や各種団体などの相互の連携・協力を図るとともに、福祉に関する相談支援や情報提供の充実などにより、市民や関係機関・団体の活動を支援していきます。

また、行政機関は子ども・子育て世帯、障害者、高齢者などを対象とした福祉分野の事業計画等を個別に策定し、計画的にサービスや環境の整備に取り組んでいます。個々の事業計画等は、その基礎とも言える地域福祉の考え方を踏まえるため、福祉分野の横断的な連携を確保するために、地域福祉を推進・調整していきます。

行政機関が主体となって取り組むべき施策の推進にあたっては、部門を超えた連携を図るため、必要に応じて庁内に保健福祉部門、教育部門、情報部門等から構成される分野横断的なチームを組織し、業務内容の検討や情報交換、進行管理にともなう施策の進捗状況の把握に努めます。



3 計画内容の点検と評価

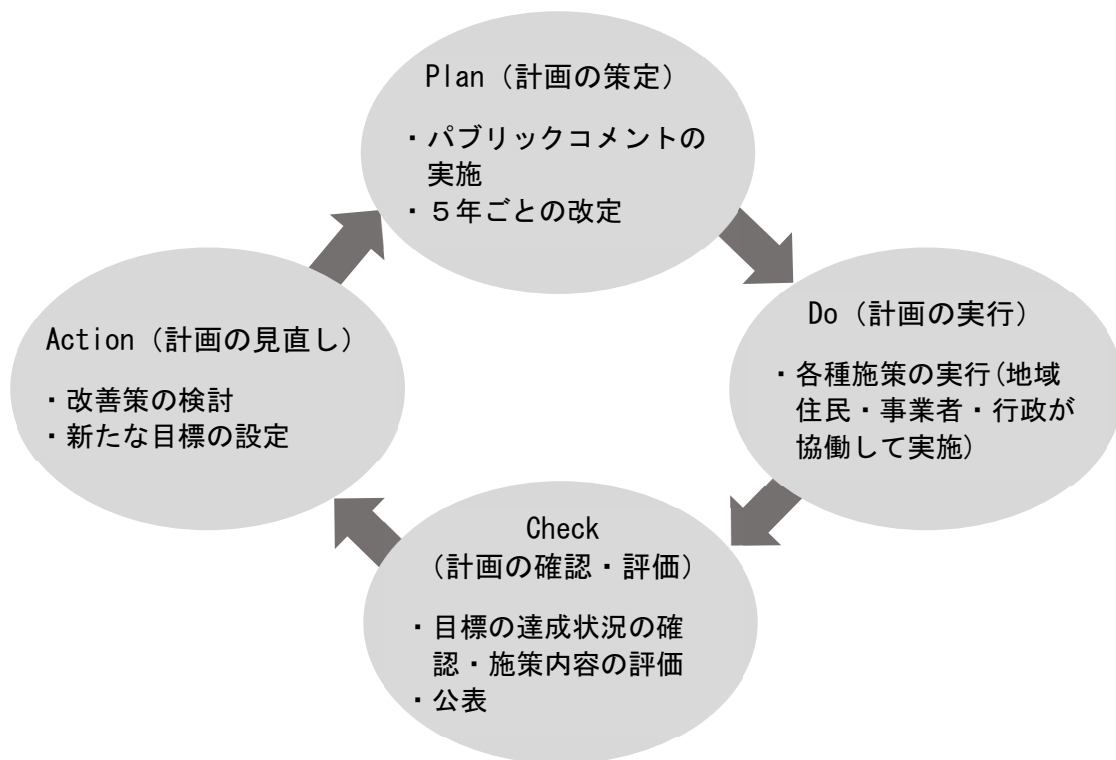
計画の進行管理は、保健福祉分野の他の事業計画等とも連携・整合を図りながら、計画内容の点検・評価を行っていきます。

点検・評価は、PDCA サイクルに基づき、計画（Plan）を立て、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れにより進めます。

また、中間年（令和6年度）には、中間評価を行い、その内容を公表します。

必要に応じて、朝来市地域福祉計画策定審議会による見直し、評価についても実施することとしています。

なお、地域福祉に関する情報は、朝来市の広報紙やホームページ等を活用して、広く市民に周知していきます。



4 基本目標の進捗を図る指標

本計画の進行管理に活用するため、「第3次朝来市総合計画」において掲げられている施策指標や各施策・事業の実施状況などから、各基本目標の進捗を図るための指標をあげています。

目標	施策	指標	現状値 (R3)	目標値 (R8)	出典
基本目標1 地域福祉への理解と参加の促進					
		住んでいる地域に誇りや愛着を持つ市民の割合	63.8%	66.0%	第3次朝来市総合計画(市民アンケート調査)
	1-1 啓発・広報活動の推進				
		福祉意識を醸成する講演会等の開催回数	1回	2回	健康福祉部調査
	1-2 福祉学習の推進				
		学校での福祉体験学習の実施回数	22回	25回	学校教育課調査
	1-3 地域福祉を担う人材の発掘と育成				
		民生委員・児童委員、福祉委員等の研修会の参加人数	2,511人	3,000人	社会福祉課調査
基本目標2 支え合うことのできる地域づくり					
		自らの知識や経験を地域社会活動に活かしている市民の割合	25.8%	28.0%	第3次朝来市総合計画(市民アンケート調査)
	2-1 交流活動の推進				
		区の地域活動に参加した市民の割合	52.6%	55.0%	市民アンケート調査
	2-2 福祉課題を話し合う場づくり				
		民生委員・児童委員が地域で開催する地域課題を共有、解決する場に参加した回数	—	R3対比 2.5%増	ふくし相談支援課調査
	2-3 地域における見守り・支援体制づくり				
		民生委員・児童委員等の活動件数	36,028件	40,000件	社会福祉課調査
	2-4 ボランティア・NPO活動等の推進				
		1年間で何らかのボランティア活動を行った市民の割合	24.4%	27.0%	市民アンケート調査
	2-5 各種団体等の活動支援・ネットワークづくり				
		市民活動団体の登録者数	2,524人	2,600人	朝来市社会福祉協議会調査
	2-6 地域活動の拠点づくり				
		地域ミニデイのグループ数	83団体	85団体	朝来市社会福祉協議会調査

目標	施策	指標	現状値 (R3)	目標値 (R8)	出典
基本目標3 包括的な支援体制の構築					
		友人や地域の中で、気軽に相談したり頼れる人がいる市民の割合	—	R3対比 2.5%増	第3次朝来市総合計画(市民アンケート調査)
		3-1 支援を必要とする人の早期発見・対応の仕組みづくり			
		総合相談件数(地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター等)	1,350件	1,470件	ふくし相談支援課調査
		3-2 相談体制の充実			
		地域ケア会議の開催回数	72回	97回	ふくし相談支援課調査
		3-3 ケアマネジメントの充実			
		ケアマネジメント支援会議開催回数	26回	45回	ふくし相談支援課調査
基本目標4 安心・安全に暮らすことのできる地域づくり					
		良好な住生活環境が整備されていると感じる市民の割合	40.1%	42.5%	第3次朝来市総合計画(市民アンケート調査)
		4-1 情報を届ける仕組みの充実			
		朝来市の広報紙を必要と感じている市民の割合	73.8%	75.0%	市民アンケート調査
		4-2 権利擁護の推進			
		人権が尊重されたまちづくりが進められていると感じる市民の割合	27.0%	29.5%	市民アンケート調査
		4-3 福祉サービス等の質の向上			
		サービス提供事業者との定例会等の開催回数	2回	3回	高年福祉課調査
		4-4 住みやすい生活環境の整備			
		朝来市の住みやすさについて住みよいと思う市民の割合	23.8%	26.0%	市民アンケート調査
		4-5 災害時等の支援体制の強化			
		避難行動要支援者名簿の登録者数	1,502人	1,550人	社会福祉課調査
		4-6 防犯活動の推進			
		特殊詐欺防止等消費生活における講座等の周知回数	6回	8回	市民課調査

※市民アンケート調査以外の現状値はR2年度実績値

資料編

1 計画策定審議会

1 - 1 策定審議会条例

朝来市地域福祉計画策定審議会条例

令和3年3月30日

条例第3号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、朝来市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、朝来市地域福祉計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、地域福祉計画の策定、見直し等に関する必要な事項について調査審議し、及び意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 福祉、保健、医療関係者
- (4) 公募による市民
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、5年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による審議)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(審議会の委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この条例の施行後及び任期満了後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年朝来市条例第63号)の一部を次のように改正する。

別表遺跡発掘調査等検討委員会の項の次に次のように加える。

地域福祉計画策定審議会 委員 日額 9,000円

1 - 2 委員名簿

朝来市地域福祉計画策定審議会委員名簿

代表区分	氏名	所属	役職名
学識経験者	前田 恵利		元大学教授
地域団体の代表者	日下部 誠	いくの地域自治協議会	会長
	岡林 史郎	朝来市老人クラブ連合会	会長
	足立 春美	朝来市婦人共励会	会長
	田村 元洋	朝来市連合PTA協議会	会長
	松本 みゆき	あさごハーパース	代表
福祉、保健、 医療関係者	安積 茂	朝来市民生委員児童委員連合会	会長
	谷川 晃	朝来市手をつなぐ育成会	会長
	西垣 佳生	社会福祉法人朝来市社会福祉協議会	事務局長
	掃部 久美代	社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団	恵生園施設長
	小山 哲也	社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団	さくらの苑施設長
	二位 ゆかり	兵庫県但馬県民局朝来健康福祉事務所	健康参事兼地域保健課長
	小森 昌彦	兵庫県但馬県民局但馬長寿の郷	地域ケア課長
公募委員	前野 まさ彖		
その他市長が 認める者	鉢木 ひとみ	朝来市商工会	事務局長
	中島 英樹	(一社)朝来まちづくり機構	理事
関係行政機関	羽瀧 義夫	朝来市立梁瀬小学校	校長
	竹村 洋二	朝来市福祉事務所	所長

区分	氏名	所属	役職名
事務局	細井 香	朝来市健康福祉部社会福祉課	課長
	大西 真		課長補佐
	衣川 三香子		上席主査

2 策定経過

時 期	会議・内容
令和3年6月30日	第1回朝来市地域福祉計画策定審議会 委員委嘱 審議会条例の説明、会長及び副会長の選任 諮問 議事 (1) 朝来市地域福祉計画の策定にあたって (2) 第4期朝来市地域福祉計画策定の趣旨について (3) 第4期朝来市地域福祉計画策定業務のスケジュール (案) について (4) 関係団体等意向調査票(案) について
令和3年7月～8月	関係団体等意向調査の実施
令和3年9月28日	第2回朝来市地域福祉計画策定審議会 議事 (1) 意向調査、現行計画の評価、各種アンケート結果及び 推進課題の検討について (2) 計画の基本方向について
令和3年12月6日	第3回朝来市地域福祉計画策定審議会 議事 (1) 第2回策定審議会における指摘事項等について (2) 計画素案の検討
令和4年1月5日～2月4日	パブリックコメントの実施
令和4年2月22日 (書面審議議決日)	第4回朝来市地域福祉計画策定審議会(書面審議) 審議内容 (1) パブリックコメントの結果報告 (2) 第4期朝来市地域福祉計画の最終調整について (3) その他(審議会全般について)

3 用語解説

あ行

生きがいサポーター

地域内で、要援護者の困りごとを住民相互の支援で解決するシステムで、その支え手として新たなボランティア活動（有償、無償は問わず）を想定。「生きがいサポーター」はその支え手側の呼称。

か行

ケアプラン

個々のニーズに合わせた適切な保険・医療・福祉サービスが提供されるように、ケアマネジャーを中心に作成される介護計画のこと。

ケアマネジメント

福祉サービスを利用する本人の状態や生活状況を把握した上で、本人が望む生活を送れるよう、サービスを組み合わせ、実際にサービスが提供された結果を確認するという一連の業務のこと。

ケアマネジャー

介護保険制度で、要介護者又は要支援者からの相談に応じるとともに、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市町村、サービス事業者、施設などとの連絡調整等を行う人のこと。別名「介護支援専門員」。

さ行

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、視覚、聴覚又は平衡機能、音声機能、言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由、内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸）、免疫機能障害のある人に交付される手帳のこと。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、一定の精神障害の状態にある人に交付される手帳のこと。

障害者基幹相談支援センター

障害のある人や児童が障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害、難病など）に関わらず相談することができる、障害のある人やその家族の総合的な相談窓口のこと。

生活支援コーディネーター

地域の課題やニーズを発見し、受け止め、地域資源（サービス等の情報・人・場所）をつなぎ、具体的な解決へ導くことができる人材のこと。

成年後見制度

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等で、主として意思能力が不十分な人を対象として、その人の財産がその人の意思に即して保全活用され、また日常生活の場面において主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活での援助をする制度のこと。

専門職ふれあい講師

「ふれあい講師」とは、余興・スポーツ・講和・趣味活動等の特技を持っている市民で、地域のつどいの場等の活性に向け、その能力・技術を役立てることができる登録者（有償）のこと。

「専門職ふれあい講師」は、保健・医療・福祉の有資格者であり、専門的な分野で活動している登録者で、地域のつどいの場等でその技術を活かすことができる人（有償）のこと。

た行

第三者評価

サービス提供事業者が実施するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者が、専門的かつ客観的な立場から評価すること。

地域応援助成事業

地域での世代間交流や、地域住民が気軽に集う機会や居場所づくりへの助成事業のこと。わがまち食堂応援事業・ぷちサロン活動応援助成事業がある。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会のこと。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活の支援が包括的に提供される仕組みのこと。

地域包括支援センター

高齢者の日常生活、栄養、環境などの包括的な管理のため、保健師、ケアマネジャー、社会福祉士などが連携して包括的・継続的マネジメントなどを行う中核的施設のこと。

地域ミニデイ

介護保険法の適用を受けない範囲で、地域のボランティアが運営するデイサービスのこと。地域の高齢者等を対象に地区の公民館などで、レクリエーション、会食会、健康体操等の活動を行い、生きがいづくりや介護予防を行う。

な行

日常生活自立支援事業

高齢者や障害のある人で判断能力が十分ではない人、または日常生活において契約や金銭管理などの判断能力に不安のある人に対して、指導援助等を行うサービスのこと。

認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する人（サポーター）のこと。

は行

パブリックコメント

公的な機関が規則あるいは命令などを制定しようとするときに、広く公に意見・情報・改善案などを求める手続のこと。

バリアフリー

狭い意味では、障害のある人が安全かつ自由に行動できる空間や、支障がなく扱うことができる物を指すが、現在は障害のある人がノーマライゼーションに基づく社会生活や社会参加を困難にしている社会・制度・習慣・心理・物質・教育といったすべての障壁の除去といった広い意味で用いられることが多い。

避難行動要支援者名簿

災害が発生または災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難であり、特に避難行動に支援が必要な人の名簿のこと。災害時にはこの名簿を活用して避難行動要支援者の安否確認や救出・救助を行う。名簿に掲載されている人の同意を得て、自主防災組織や自治会、民生委員等に提供することができる。

ぶちサロン

地域の仲間づくり、出会いの場づくりを目的に年間定期、不定期を問わず、地域住民が気軽に集える場所のこと。

ブログ

ウェブログ（Weblog）の略称で、ホームページ（インターネット）の一形態のこと。

ま行

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のこと。

や行

要支援・要介護認定者

介護保険を利用する際に必要な要介護認定を受け、要支援または要介護と認定された人のこと。要介護認定は、要支援1、要支援2、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5の7区分。

要見守り世帯連絡表

民生委員からの情報等で作成・更新する高齢者一人暮らし世帯の連絡表のこと。

ら行

療育手帳

知的障害者（児）に対して指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために交付される手帳のこと。

わ行

わが町井戸端会議

地区内の福祉に関する問題や課題に対し、地区住民や区役員等関係者で解決に向け、情報共有したり方向性等を調整する場のこと。

わが町食堂事業

地域で食堂事業を開催し、世代間交流の機会を増やすことにより、地域の支え合い・助け合いづくりを推進することを目的とする事業のこと。

英字

DV

Domestic Violence の略で、配偶者やパートナーなどの親密な関係の人から振るわれる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力（暴言や行動の制限など）、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、性的暴力（性行為の強要など）なども含む。

NPO

Non Profit Organization の略で、非営利組織のこと。政府や私企業とは独立した存在として、住民・民間の支援のもとで、社会的な公益活動を行う組織・団体。ボランティアグループや住民団体など非営利活動を目的とする団体に法人格を与え、住民の社会貢献活動を促進するために、平成10年に「NPO法（特定非営利活動促進法）」が制定された。

SNS

Social Networking Service の略で、利用者間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのこと。例えば、LINE（ライン）、Twitter（ツイッター）、Instagram（インスタグラム）、Facebook（フェイスブック）、YouTube（ユーチューブ）など。

第 4 期朝来市地域福祉計画

発行日：令和 4 年 3 月

発 行：朝来市

編 集：朝来市 健康福祉部 社会福祉課

〒669-5292

兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1

TEL：079（672）3301（代表）

FAX：079（672）4041

